

宇城市景観計画



熊本県 宇城市

平成25年8月

令和4年10月改訂

はじめに



宇城市は、不知火海や宇土半島・九州山脈の四季折々に様々な表情をみせる豊かな自然、棚田・ため池や神楽をはじめとした歴史の営みの中から醸成された文化的な景観、また三角西港をはじめとした歴史・文化遺産など、全国に誇れる多様で美しい景観に恵まれています。また、それぞれの地域には、住民に愛着と誇りをもって親しまれている、土地ごとの風土や文化に育まれた身近な景観もあります。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と、人々の生活や経済活動との調和により形成されるものです。これらは、住民の共有財産として、将来にわたりその恵みが享受できるように、守り・育てていかなければなりません。地域間競争が激しさを増す中、周辺自治体との連携を図りつつ、宇城ブランドの構築に向けて固有の魅力を高め、地域の活力を増進させるためにも、宇城市らしさを醸成するなどの、景観に配慮したまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

そのため、本市では、良好な景観が地域の共有財産であるとともに本市の最大の資源の一つであることを再認識し、市民と行政が協働でこれを守り、育てていくために、宇城市景観のあるべき方向性や必要なルール等を盛り込んだ「宇城市景観計画」を策定し、宇城市らしい良好な景観づくりを推進することとしました。

今後は、本計画及び「宇城市景観条例」を本市の景観形成のあり方を指し示す“羅針盤”として、みんなが愛着と誇りを持って暮らし・訪れる、生き活きとしたわが市宇城市の未来を照らすような、魅力的で美しい景観づくりを市民・行政が一丸となって進めて参りたいと思います。

平成 25 年 8 月
宇城市長 守田憲史

宇城市景観計画 目次

序章 景観形成の考え方

第1節 景観計画の目的	1
第2節 景観形成の必要性	2
第3節 景観計画の位置づけ	3
第4節 宇城市の景観特性・問題点・課題	4
第5節 景観計画の構成	10

第1章 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域	11
-------------	----

第2章 良好な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第3項]

第1節 基本目標	12
第2節 景観形成の基本方針	12
第3節 景観構造別景観形成方針	17

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号]

第1節 大規模な行為等	24
第2節 特定施設届出地区	28
第3節 景観形成地域	32

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第3号]

第1節 景観重要建造物の指定の方針	51
第2節 景観重要樹木の指定の方針	52

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 [景観法第8条第2項第4号ロ]

第1節 基本的な考え方	53
第2節 景観重要公共施設の指定の方針	53

第6章 景観づくりを推進するために

第1節 推進体制	54
第2節 審査体制	55
第3節 景観計画の適用体制	56
第4節 効果的な景観形成の推進にあたって	57

参考資料

1. 市民アンケート結果	資1
2. 用語集	資6

序章 景観形成の考え方

第1節 景観計画の目的

景観計画策定の背景

日本のまちづくりは、戦後の急速な都市化の進展の中で経済性や機能性が優先され、美しさの配慮が欠けてきたといわれています。しかしながら、現在、景観に対する国民の関心が高まり、これらを背景として、全国の地方公共団体において景観条例の制定を始めとした様々な取組がなされてきました。

そのような中、平成17年に景観に関する総合的な法律である景観法が全面施行されました。この法律により、地方公共団体が景観行政団体となり、景観計画や景観条例を定めることで、地域の特性を活かした良好な景観形成に向けた実効性のある取組を推進していく環境が整い、本市も平成25年5月に景観法に定める「景観行政団体」となりました。

一方、本市は、平成17年の5町合併による新市発足により、多様化した良好な景観を有するとともに、その範囲も大きく拡大しました。

そのため、市域全体の一体的な景観づくりを見据えつつ、市民協働による景観づくりの方向性を示す「宇城市景観計画」を平成25年〇月に策定しました。

景観計画の目的

「宇城市景観計画」は、景観法の施行及び地域住民の意向を踏まえ、宇城らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の協働により良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進し、その実現を図ることを目的に定めることとします。



第2節 景観形成の必要性

景観とは？

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観形成とは？

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。

良好な景観の形成には、市民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

景観形成の必要性！

宇城市の豊かな自然や歴史的なたたずまいの魅力を掘り起し保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇り、文化を育むことにつながります。

そして景観形成によって創造される身近な緑や水辺、美しいまちなみや歴史的な景観は、ゆとりや潤いのある生活環境をもたらします。

また、個別の観光資源のみならず宇城市全体で景観形成を図ることによって、人々の「訪ねてよかった」という共感と呼び、市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

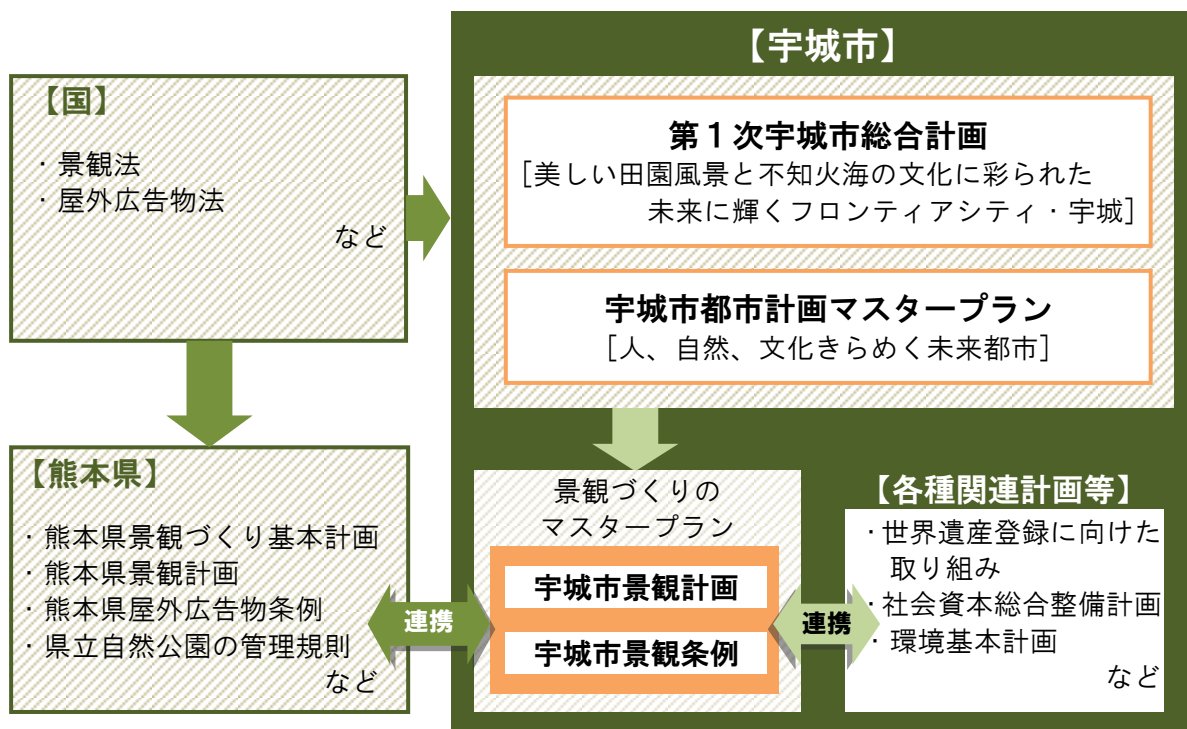
さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化なども期待されます。

第3節 景観計画の位置づけ

良好なまちなみづくりを進めるにあたって、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

宇城市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す宇城らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、市の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



▲宇城市の景観計画の位置づけ



第4節 宇城市の景観特性・問題点・課題

1. 宇城市の主な景観特性

市民アンケートにおける市民意向や、現地調査の結果を踏まえて、宇城市の地形的特徴から成る大景観からみた景観構造、及び主な景観テーマ別の景観特性を以下のように整理しました。

(1) 宇城市の主な景観構造

○市の景観特性の土台となる景観構造は、市西部宇土半島の半島景観、東部の九州山脈西端の山すそと丘陵地から成る景観、及びこれらに挟まれた中部の干拓地・平野に広がる広大な田園景観と市街地の景観、この4つの大景観により構成されています。

さらに、

○これら大景観をつなぐ、不知火海沿岸や市街地を東西・南北に貫く国道3号、国道266号、国道218号等の幹線道路からなる背骨となる景観軸

これに付随して、

○沿道や山の合間に点在する市街地・集落地等の景観拠点

○近代化遺産である三角西港や松合の土蔵白壁のまちなみ、小川町の街道筋の商家、山間の石橋群をはじめとした点在する歴史的資源

○特有な景観を呈する不知火海沿岸や九州山脈山すその変化に富んだ自然的資源

○神楽をはじめとした祭事や棚田、季節の風物詩となっているフラワーフェスタ、干拓の歴史から生まれた広大な干拓地農地等の生活文化から醸成された文化的景観などが相俟って、宇城らしさや景観の魅力を醸成しています。



▲宇城市の景観構造

（２）宇城市の主な景観特性

景観は、主たる構成要素により、自然、歴史・文化、まちなみといった様々な分野に分類できます。このうち、宇城市の景観の主だった構成要素を考慮し、以下の３つの分野に分けて景観特性を整理しました。

自然景観

○不知火海沿岸の美しい海浜から宇土半島のなだらかな丘陵へと つづく変化に富んだ半島景観

- ・宇城市を代表する自然景観として、宇土半島のなだらかな丘陵地・山地に囲まれた、国の名勝「不知火」で有名な不知火海沿岸地域が挙げられます。
- ・松橋市街地から天草地域に続く国道 266 号の車窓景観からは、南に干潟を湛える不知火海、北には斜面地に時折みかん畑の広がる、地中海を彷彿とさせる風光明媚な景観が広がっています。
- ・しかし、高潮に配慮した高めの堤防が視界を遮り、良好な不知火海への眺望が車窓からは見えにくくなっている箇所が多く見られます。
- ・その他、戸馳島の島嶼^{とうしよ}景観など、風土に醸成された多彩な景観が見られます。



○九州山脈西端の山すそと丘陵地からなる起伏に富んだ 美しい山地景観

- ・市東部の九州自動車道以東あたりから、丘陵地と九州山脈山すそから成る山地・丘陵地の景観が広がっています。
- ・これらの山なみは、市街地からの眺めの背景となり、市内全体の景観に視覚的な潤いを与えています。
- ・丘陵地と九州山脈山すその間を縫うように走る県道 32 号及び市街地から美里町につづく国道 218 号沿線を中心に集落地が点在しています。
- ・これら山地景観は、秋の紅葉、初夏の新緑と、一年をとおして様々な緑の景観を見せ、生活者や訪れる人の目を楽しませています。



歴史・文化的景観

○三角西港や松合の土蔵白壁のまちなみ、点在する歴史的建造物や石橋群など、宇城市らしさを醸成する核としての固有の歴史的景観

- ・宇城市を代表する歴史的景観として、世界遺産登録に向けて活動が進んでいる、近代化遺産としての三角西港とその周辺のバッファゾーンが挙げられます。
- ・これと並んで、群を成す歴史的景観として、松合の土蔵白壁のまちなみが挙げられます。松合では、近年、「松合の町並み保存会」を中心に、街なみ環境整備事業等を活用したまちなみ保存活動やまちなみに調和した街灯の作成などの活動が進められています。
- ・この他、薩摩街道沿いには、町家等の歴史的建造物が、山間部には固有の石文化を今に伝える石橋群が随所に点在しています。
- ・これらの歴史的景観は、他の景観特性と相俟って、宇城らしさを醸成する核的な景観資源となっています。



○不知火にまつわる景勝地や、棚田と一体となった山間集落、広大な田園景観、神楽をはじめとした祭事等、生活文化や風土に根ざした特有の文化的景観

- ・不知火の眺望点として知られる^{えいおのつるぎ}永尾劔神社をはじめとした、天皇巡幸故事にまつわる一連の景勝地は、不知火海沿岸特有の文化的景観と言えます。
- ・山間部には、山里の生活から醸成された文化的景観として、小川町^{わらびの}蔵野の棚田に代表される棚田と一体となった昔ながらの山間集落が点在しています。
- ・また、干拓の歴史から形成された広大な干拓地農地及び市街地を取り巻く広大な田園景観も、宇城の生活の中から醸成された文化的景観の一つと言えます。
- ・さらに、市内に伝承される多数の神楽、及びまっちゃ朝市、フラワーフェスタなど市民に親しまれている催しの風景も、生活文化に醸成された文化的景観として挙げられます。



まちなみ景観

○松橋駅周辺や小川商店街をはじめとした、開放感のある落ち着いた市街地景観、岡岳総合運動公園等の魅力ある都市公園の景観

- ・松橋駅前から市役所周辺にかけての市街地や、小川商店街等の市街地をはじめとした、都市計画区域内の幹線道路沿いに地域の中心的な市街地景観が点在しています。
- ・このうちほとんどが低層の住宅、又は店舗併用住宅であり、全体的に目立った屋外広告物の掲出も少ないため、開放感のある落ち着いたまちなみとなっています。
- ・まちなか自体には緑が多いとは言えませんが、背景の山なみや市街地周辺の田園地帯が借景となって比較的に潤いを感じるまちなみとなっています。
- ・また、その周辺には、市街地に隣接して岡岳総合運動公園をはじめとした9箇所の都市公園が整備されており、市街地景観の魅力を高める景観要素として、市民に親しまれています。



○大景観を東西・南北につなぐ、市の玄関口及び骨格軸としての幹線沿道景観

- ・不知火海沿岸や市街地を東西・南北に貫く国道3号、国道266号、国道218号等の幹線道路は、宇城の景観の骨格を形づくっています。
- ・日常の生活動線及び観光客の動線はこの幹線道路を基軸とすることから、宇城の代表的な視点場と言えます。
- ・そのため沿線では、周辺のまちなみと不調和な、派手な色彩の建築物・広告物が他地区よりも多く見られます。
- ・また、沿道のまちなみの間に時折垣間見られる山なみを背景とした広大な田園の眺望は、良好な車窓景観を呈しています。



2. 主な問題点

自然

○周辺自然への眺望を阻害する建築物等

- ・ 周辺の美しい自然景観への眺望を阻害する色彩・規模の建築物が見られます。
また、これにより不知火海や山なみ等への良好な眺望が阻害されているケースが一部見られます。
- ・ 良好な山なみ景観を阻害している携帯電話の電波塔などの構造物が一部見られます。

歴史・文化

○宇城らしさの核となる歴史・文化的資源の減少

- ・ 松合のまちなみの街灯や電線・電柱は、歴史的なまちなみの雰囲気と不調和となっています。
- ・ 歴史的建築物、石橋等の市内に点在する歴史・文化的資源が失われつつあり、市民意向調査においてもこの点が大きな問題点の一つとして挙げられています。
- ・ 三角西港文化的景観地区内に、周辺の文化的景観と不調和な色彩の倉庫や、周辺のまちなみから突出した高さの宿泊施設等が見られます。

まちなみ

○周辺のまちなみと調和しない建築物等

- ・ 周辺のまちなみと不調和な色彩の建物や、空き家が見られます。
- ・ このうち、国道3号、国道266号、国道218号などをはじめとした本市の骨格となる幹線道路沿いに、周辺のまちなみや自然と不調和な色彩・規模の建築物・建造物・広告物等が特に多く見られます。
- ・ 近年、住宅は増加傾向にあり、現市街地周辺の農地転用によるミニ開発、及び周辺のまちなみから突出した中層のマンションなどの不調和な建築物等が見られます。

○“市の顔”にふさわしいまちなみ景観

- ・ 松橋駅周辺等“市の顔”となるべき場所に「宇城らしさ」を感じるとする市民が多い一方、中心市街地のまちなみには統一感がなく、賑わいと品格のある“市の顔”とは言えない状況です。

○まちなかの緑の減少

- ・ 現況では、まちなかに緑が少なく、市民意向調査においても、身近な「自然を感じる風景」が少なくなっていることが危惧されています。

全般

○公共施設の景観への配慮

- ・ 骨格軸となる幹線道路をはじめとした、公共施設の景観への配慮が十分とは言えません。
- また、市民意向調査においても、景観に配慮した公共施設整備が、宇城市における今後の良好な景観づくりに向けての問題点であると考えられています。

しくみ

○景観に対する市民意識の向上

- ・ 清掃活動や庭先緑化などの身近な景観づくりへの参加意識が高く、市民・事業者による自主的な景観づくりが一部に見られますが、一部の活動に留まっており、景観に対する市民の意識は未だ十分とは言えません。

3. 主な課題

自然

- 不知火海沿岸や宇土半島の美しい自然景観と調和した建物への景観誘導等による、美しい海岸・海浜景観とこれへの眺望の保全・育成が必要です。
- 山なみ、丘陵地への眺望に配慮した周辺の自然景観と調和した建築物・建造物への景観誘導等による、山地・田園景観の保全・育成が必要です。

歴史・文化

- 世界遺産登録の動きとの連携を考慮しつつ、三角西港周辺地区の歴史・文化的景観を重点的に保全・育成していくことが必要です。
- 歴史的資源を保全する仕組みや建築物・建造物の景観誘導等により、松合の歴史的まちなみや石橋をはじめとした、宇城らしい景観づくりの核となる歴史・文化的資源の保全・育成が必要です。
- 小川町海東地区の棚田と一体となった集落地景観や広がりのある美しい干拓地田園景観などの、生活文化から醸成された、どこかしらなつかしさを感じる文化的景観の保全・育成が必要です。

まちなみ

- 松橋駅周辺等の中心市街地における、一定のコンセプトに基づく統一感のあるまちなみ景観形成等、宇城市の顔にふさわしい品格のある景観づくりが望まれます。
- 国道3号、国道266号、国道218号の幹線道路沿線等における、周辺のまちなみや背景となる山なみの景観と調和した建築物・建造物への景観誘導等による、市の景観の骨格軸に相応しい魅力ある沿道景観づくりが望まれます。

全般

- 地域景観に対する影響が大きく、改善による効果大きい、周辺景観と不調和な派手な色彩の建築物等の予防保全的な重点的景観誘導が必要です。
- 庭先・店先やベランダの緑化推進により、潤いのあるまちなみ景観づくりが望まれます。
- 街路樹による緑化推進や、一貫したデザインコンセプトに基づく道路景観・公共建造物のデザイン誘導等、公共施設の高質化による、本市の良好な景観づくりを牽引する手本となるような品格のある公共施設の景観づくりが必要です。

しくみ

- 市民の景観形成に対する意識の更なる啓発と市民・事業者と市の協働の景観形成を促すしくみづくりが必要です。



第5節 景観計画の構成

宇城の景観特性を踏まえ、宇城市全体として良好な景観を形成していくための施策の体系を以下に示す。

第1章 景観計画の区域

第2章

良好な景観形成に関する方針

第1節 基本目標

第2節 景観形成の基本方針

- 自然
- 歴史・文化
- まちなみ
- しくみ

第3節 景観構造別景観形成方針

- ①市街地景観ゾーン
- ②不知火海・半島景観ゾーン
- ③山なみ・集落景観ゾーン
- ④干拓地・田園環境ゾーン
- ⑤幹線道路沿道景観軸

第3章

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

第1節 大規模な行為等

- ##### 第2節 特定施設届出地区
- ①国道3号
 - ②旧国道3号
(県道八代鏡宇土線)
 - ③県道松橋停車場線
 - ④国道57号
 - ⑤国道218号
 - ⑥国道266号

- ##### 第3節 景観形成地域
- A. 三角西港文化的景観地区
 - B. 三角臨海景観形成地域

第4章

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第1節 景観重要建造物の指定の方針

第2節 景観重要樹木の指定の方針

第5章

景観重要公共施設の整備に関する事項

第1節 基本的な考え方

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

第6章

景観づくりを推進するために

第1節 推進体制

第2節 審査体制

第3節 景観計画の運用体制

第4節 効果的な景観形成の推進にあたって

第1章 景観計画の区域 〔景観法第8条第2項第1号〕

第1節 景観計画の区域

宇城市では、穏やかに広がる不知火海や干拓地、緑あふれる山地や河川などの多様な自然景観、松橋、小川、三角など人の活動によって形づくられた市街地景観、三角西港や松合の歴史的まちなみをはじめとする歴史的・文化的景観などの宇城らしさを醸し出している多様な景観が全市域にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、全市域を景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。



▲宇城市の景観計画区域



第2章 良好な景観の形成に関する方針

〔景観法第8条第3項〕

第1節 基本目標

本市は、不知火海や宇土半島及び九州山脈の豊かな自然の恩恵を受けながら、時代ごとの人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積し、現在の宇城固有の景観が成り立ってきました。長い時間をかけて育まれてきた不知火海文化をはじめとする宇城の風土や歴史及び不知火海の実海や東部の山地・丘陵地、平地の広大な田園などの美しい自然的な景観を大切に、新しいものをつくるときはそれらとの調和に配慮します。

また、市への愛着や誇りを持った市民の心が、心地よい地域景観を守り、育み、次世代へ継承していくことにつながります。この市民の心を原動力に、雄大な自然と歴史・文化が織り成す宇城らしい景観を“守り”“育み”“つくり”ながら、宇城市民の心が通った景観づくりを推進していきます。

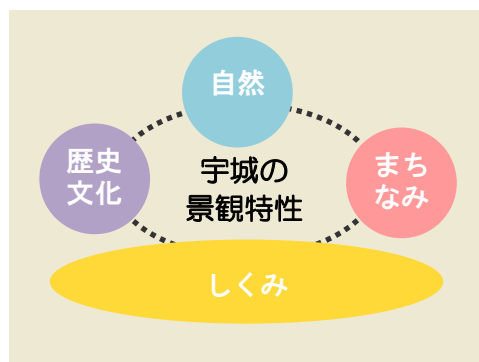
これらを踏まえて、市民一人ひとりが心から市の景観づくりの取り組み、宇城の魅力と固有の景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、誰もがずっと大切にしたい、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりの基本目標として定めます。

基本目標

不知火海沿岸の豊かな自然と 独自の文化を土台とした
みんなが誇れる うきうき宇城景観づくり！

第2節 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき宇城の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする宇城の景観を実現していくため、本市の景観を構成している3つの特性とそれを支える土台としての「しくみ」、それぞれごとに景観づくりの基本方針を以下のように定めます。



自然

①不知火海への良好な眺望景観を守り・育てる！

②九州山脈・宇土半島の山なみ・丘陵地への良好な眺望景観を守り・育てる！



歴史・文化

③日本の近代を支えた三角西港の景観や点在する歴史的景観を守り・育てる！

④不知火海沿岸地域の固有の文化的景観を守り・育てる！

⑤懐かしさを感じる牧歌的な集落地、田園地帯等の文化的景観を守り・育てる！



まちなみ

⑥市の顔となる市街地の景観を守り・育てる！

⑦幹線道路沿線の骨格景観軸を守り・育てる！



しくみ

⑧協働の景観まちづくりの気運を育てる！

⑨効果的な景観形成を促す仕組みを育てる！

⑩観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！



自然景観

①不知火海への良好な眺望景観を守り・育てる！

宇城市を代表する眺望景観として、国道 266 号や J R 三角線及び宇土半島の高台からの不知火海への眺めが挙げられます。

市民意向調査においても、「海を臨む国道 266 号沿線の景観」が、宇城らしさを感じる景観として第 4 位に、「神秘的な不知火現象を臨む景観」、「三角線の車窓からの景観」が各第 6、7 位に挙げられています。

そのため、国道 266 号や J R 三角線及び宇土半島の高台からの見え方に特に配慮しつつ、これら不知火海への眺望景観を保全・育成し、宇城景観らしさの源となる「絵になる眺望景観づくり」を推進していきます。

②九州山脈・宇土半島の山なみ・丘陵地へ良好な眺望景観を守り・育てる！

市の東部の丘陵地や九州山脈の山なみは、市街地や幹線道路沿線景観の背景となっており、宇城市の景観の土台となる景観と言えます。

市民意向調査においても、「山なみへの眺望を大事にしたまちなみ」が、宇城市の「良い景観」として第 4 位に、逆に「農地や里山を感じる場所の減少」が「悪い景観」として第 1 位に挙げられています。

そのため、多くの方の目につきやすい幹線道路や集落地からの見え方に特に配慮しつつ、これら山なみ景観を保全・育成し、宇城景観の底力を醸成していきます。

歴史・文化的景観

③日本の近代を支えた三角西港の景観や点在する歴史的景観を守り・育てる！

宇城ブランドを形成している大きな要素として、日本の近代の発展を支えた遺構として世界遺産登録候補となっている三角西港周辺の歴史的な資源が挙げられます。

市民意向調査においても、「三角西港周辺の景観」が、宇城らしさを感じる景観及び守り・育むべき景観として第 1 位に挙げられています。また、「歴史的建造物・まちなみ」が宇城市の「良い景観」として第 2 位に、「歴史的な建物やなじみの風景の減少」が「悪い景観」として第 2 位に挙げられています。

そのため、これらの景観資源を重点的に保全・育成し、その他の点在する歴史的資源との連携を図りつつ、宇城らしさや宇城ブランドを強化することにより、観光振興につながる景観づくりを効果的に推進していきます。

④不知火海沿岸の固有の文化的景観を守り・育てる！

宇城固有の風土として、神秘の火「不知火」と、永尾^{えいおのつるぎ}神社をはじめとしたこれにゆかりのある景勝地や、松合の歴史的まちなみが代表的なものとして挙げられます。

市民意向調査においても、「土蔵白壁の家々が連なる情緒ある景観」が宇城らしさを感じる景観

として第3位に、「松合の土蔵白壁のまちなみ」が守り育てるべき景観として第4位に挙げられています。

そのため、市のアイデンティティの大きな部分を成す、これら「不知火」にゆかりのある景勝地、歴史的まちなみ等については、その伝承と物語性に配慮しつつ保全・育成を図り、観光まちづくりに活用していくことにより、宇城らしい景観づくりと地域振興につなげていきます。

⑤懐かしさを感じる牧歌的な集落地、田園地帯等の文化的景観を守り・育てる！

宇城には、小川の棚田集落をはじめとしたどこか懐かしさを感じる牧歌的な雰囲気漂う集落地や、神楽をはじめとした様々な祭事等の文化的景観が随所に見られます。これらの集落地は、長い時間をかけて先祖代々受け継がれてきたものであり、生活文化が醸成した宇城らしさを構成する重要な景観の一つと言えます。

また、「宇城市都市計画マスタープラン」の中でも、市街地周辺の山なみや田園地帯を含む自然的な景観を、宇城市における重要な景観の一つとしてとらえ、これら恵まれた自然的な資源を活かすことにより、美しい都市景観の形成やうるおいのある都市環境の創出を図るとしています。

市民意向調査においても、「山あいの棚田と集落の景観」が、宇城らしさを感じる景観として第5位に挙げられています。逆に、「農地や里山を感じる場所の減少」は、宇城市の「悪い景観」として第1位に挙げられています。

そのため、これら集落地の文化的景観を保全・育成することにより、地域住民が地域を愛し、さらにより良い景観づくりに取り組むような好循環につなげ、宇城景観の底力を醸成していきます。

まちなみ景観

⑥市の顔となる市街地の景観を守り・育てる！

松橋駅周辺や小川商店街をはじめとした市街地は、まとまった商業地・住宅地の形成された地区であり、市のまちなみの核であるとともに、多くの人の目にとまる地域と言えます。

市民意向調査においても、「JR松橋駅周辺市街地」が、守り・育むべき景観として第2位に挙げられています。

そのため、これら市の顔となる主な市街地の景観を重点的に保全・育成し、より多くの方が景観の向上を早期に実感できるような、効果的な景観形成を推進していきます。

⑦幹線道路沿線の骨格景観軸を守り・育てる！

国道3号、国道266号、国道218号、県道14号等の、市内を南北、東西に貫く幹線道路は、市の景観構造の骨格軸であるとともに、市内外の人々の主要な動線であり、最も多くの人々の目にとまる地域と言えます。

市民意向調査においても、「松橋インターチェンジ周辺」が、守り・育むべき景観として景観として第6位に挙げられています。また、「松橋駅周辺のまちなみ景観」は、宇城らしさを感じる景観として第8位に挙げられています。

そのため、これら宇城景観の骨格となる幹線道路沿線の景観を重点的に保全・育成し、市内外の人々が景観の向上を早期に実感できるような、効果的な景観形成を推進していきます。



景観形成推進のしくみ等

⑧協働の景観まちづくりの気運を育てる！

市の隅々まで目の行き届いたきめ細かな景観づくりのためには、住民主導による草の根的な景観づくりが必要です。

また、市民意向調査においても、「市と市民の協働の景観づくりを支える体制づくり」が、今後必要な取り組みとして第4位に挙げられています。

そのため、景観関連の計画づくりや整備のプロセスの中で、景観づくりに対する住民の意識啓発を促すような工夫を織り込み、協働の精神に乗っ取った住民主導の景観まちづくりの土台となる、景観への住民意識の向上を図っていきます。

⑨効果的な景観形成を促す仕組みを育てる！

地域景観は、色彩等を除いて定量化の難しい事象です。また、良好な景観形成のためには、同じ市内においても一概に同様のルールが有効とは限らず、地区ごとに周辺との調和を総合的に勘案しつつ、最適なデザイン等を検討していくことが必要となります。

このため、景観のルール自体が定性的で幅のある表現になることが多く、良好な景観形成は運用者の裁量に委ねられる部分が多少なりとも存在します。

そのため、良好な景観形成の将来にわたる担保を目的に、専門家を含む審査組織、及びネットワークのよいデザインチェックシステムなど、実効性の高い景観形成に向けた運用システムの構築を検討します。

また、先の住民主導の景観づくりを促進するために、緑化や修景への助成などのように、これらの動きを支援する制度の創設を検討します。

⑩観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！

宇城には美しい自然とユニークな民族文化など、多様な景観資源が存在し、これらを守り、育て、活用することにより、よりいっそう魅力的で良好な景観が創出されるものと考えられます。

一方、三角西港周辺地区の世界遺産登録に向けた動きが進められており、当該地区が世界遺産登録された暁には、世界遺産地区はもとより宇城市全体が脚光を浴びることが想定されます。

そのため、これを好機と捉え、これら一連の景観づくりを効果的に観光振興につなげていくために、まずは市民自らが世界遺産登録候補地区のみならず、宇城景観全体の魅力をできる限り把握し、愛着をもって市内外にPRしていく仕組みを構築するとともに、SNS等の各種メディアを駆使して宇城景観の魅力を戦略的にアピールしていきます。

第3節 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本市の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



▲景観構造区分図

▼景観構造別景観形成方針と基本方針との対応イメージ

景観構造	景観形成方針	基本方針									
		① 不知火海への良好な眺望景観を守り・育てる！	② 九州山脈・宇土半島の山なみ・丘陵地へ良好な眺望景観を守り・育てる！	③ 日本の近代を支えた三角西港の景観や点在する歴史的景観を守り・育てる！	④ 不知火海沿岸の固有の文化的景観を守り・育てる！	⑤ 懐かしさを感じる牧歌的な集落地・田園地帯等の文化的景観を守り・育てる！	⑥ 市の顔となる市街地の景観を守り・育てる！	⑦ 幹線道路沿線の骨格景観軸を守り・育てる！	⑧ 協働の景観まちづくりの気運を育てる！	⑨ 効果的な景観形成を促す仕組みを育てる！	⑩ 観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！
①市街地景観ゾーン	松橋や小川の市街地における、市の顔にふさわしい品格のあるまちなみ景観の育成		○	○			◎		○	○	○
②不知火海・半島景観ゾーン	不知火海沿岸・宇土半島の美しい自然景観、及びこれと調和したまちなみ景観の保全・育成	◎	△	◎	◎	○			○	○	○
③山なみ・集落景観ゾーン	九州山脈の山なみの美しい自然景観、及びこれと調和した棚田・集落地の文化的景観の保全	○	○	○		◎			○	○	○
④干拓地・田園景観ゾーン	干拓地の開放感のある美しい田園景観、及びこれと調和した良好な集落地景観の保全		△	△		◎			○	○	○
⑤幹線道路沿道景観軸（特定施設届出地区）	幹線道路沿線における、景観軸にふさわしい、見られることを意識した車窓景観の育成		○	△				◎	○	○	○

◎：大きく関係する
○：関係がある
△：若干関係する



1. 市街地景観ゾーン

(1) ゾーン概況

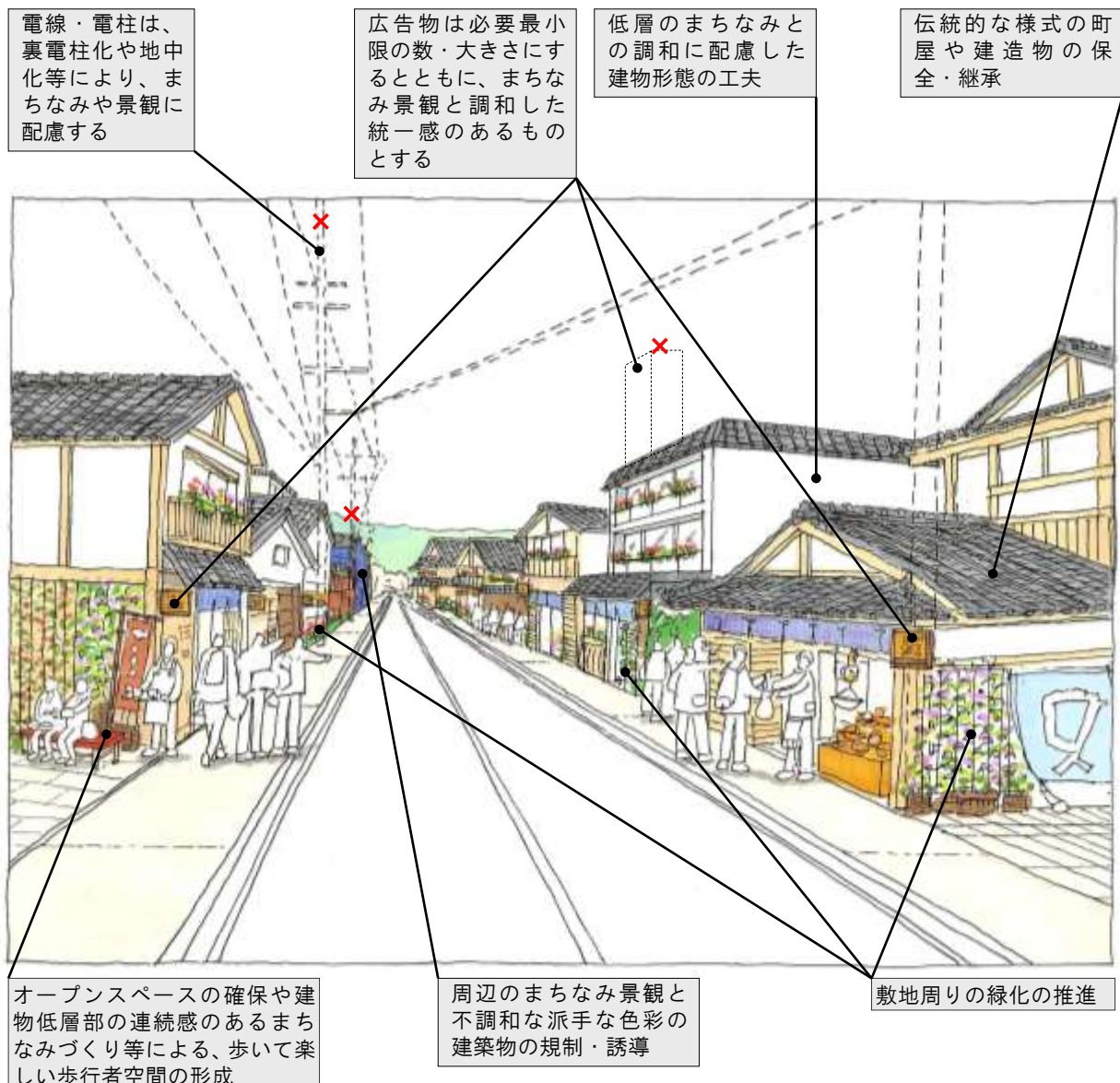
都市計画区域内における住宅中心の市街地と、その周辺を囲む美しく広大な田園地帯から成る地域です。

松橋駅周辺市街地や小川町商店街等の中心となる市街地には、商業施設や中層のマンション等も見られ、都市的な景観を呈しています。

(2) 景観形成方針

松橋や小川の市街地における、 市の顔にふさわしい品格のあるまちなみ景観づくり

- ・市の中心地に相応しい品格と落ち着きのあるまちなみ景観への誘導、道路等の公共施設の景観整備
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物等への誘導
- ・草花による店先、沿道の緑化推進



2. 不知火海・半島景観ゾーン

(1) ゾーン概況

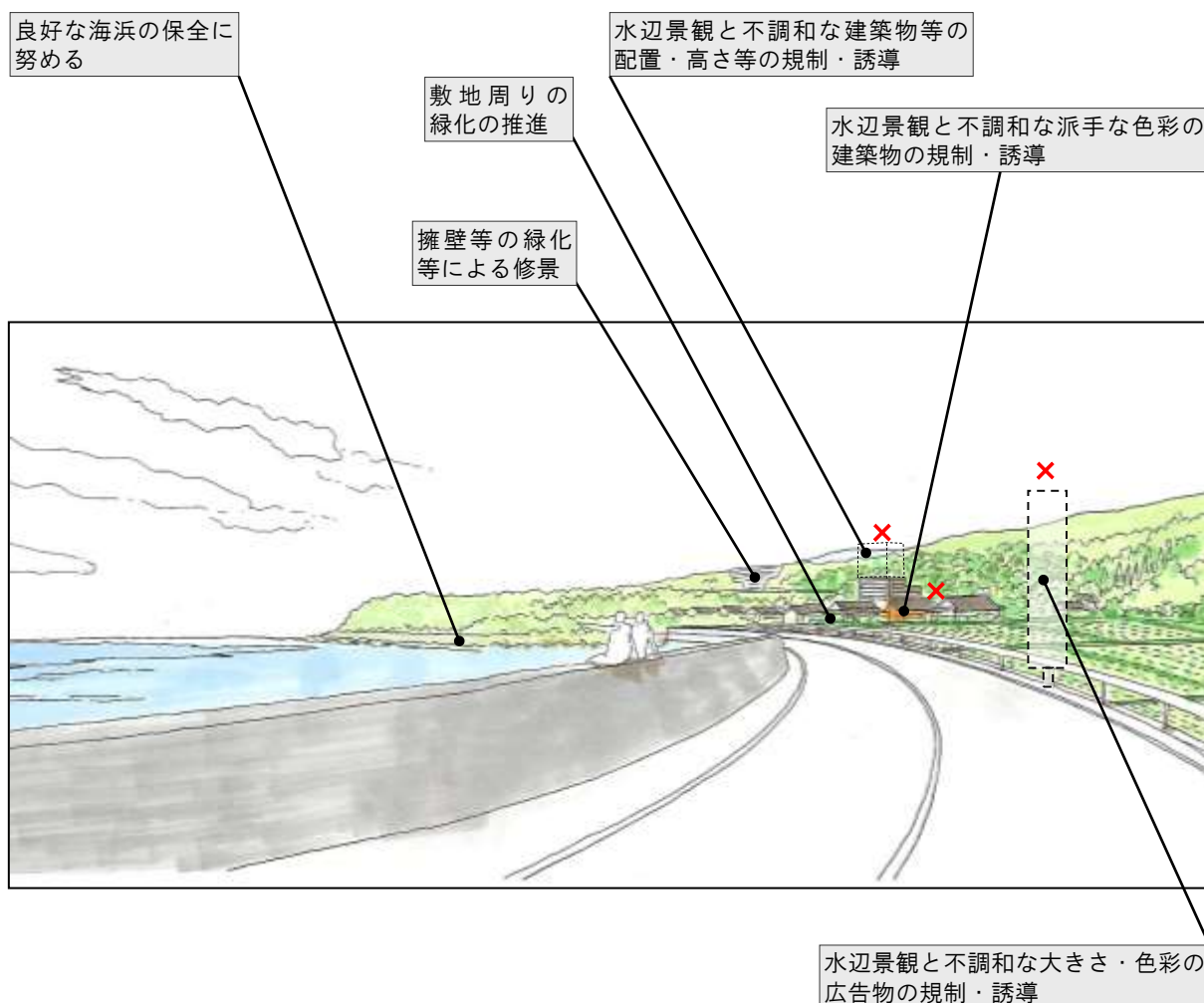
宇土半島及び戸馳島の、美しい海岸・海浜、その背景に広がる半島の山地・丘陵地、及び間を走る道路沿いを中心に市街地・集落地が点在する地域です。

また、このゾーンに点在する自然海浜やみすみフラワーアイランド、三角西港や松合の歴史的まちなみ等は、レクリエーション拠点、観光拠点として、市内外に親しまれています。

(2) 景観形成方針

不知火海沿岸・宇土半島の美しい自然景観、 及びこれと調和したまちなみ景観の保全・育成

- ・ 自然海浜、山地等の良好な自然地やみかん畑・田園などの良好な半島景観の保全
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の半島景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化推進



3. 山なみ・集落景観ゾーン

(1) ゾーン概況

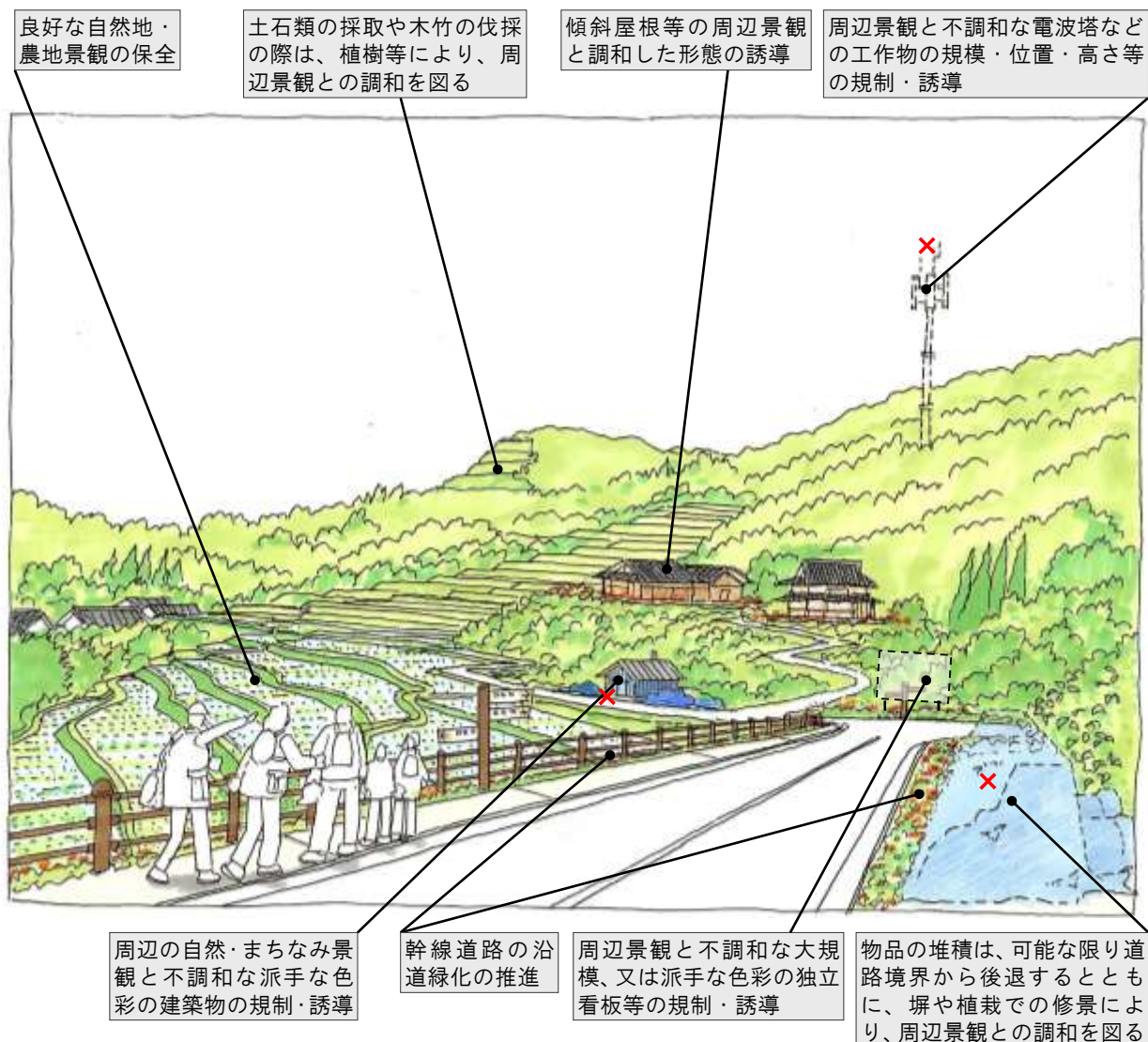
九州山脈の裾野に広がる山なみ、及び不知火海沿岸の平野との間を南北に走る丘陵地を背景に集落地が点在する地域です。

また、山間部には石垣積みの棚田や石橋など、宇城の生活文化が長い時間をかけて醸成してきた景観がみられます。

(2) 景観形成方針

九州山脈の山なみや丘陵地の美しい自然景観、 及びこれと調和した棚田・集落地の文化的景観の保全

- ・ 山林等の自然地や棚田などの良好な山地景観の保全
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の山地景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化推進



4. 干拓地・田園景観ゾーン

(1) ゾーン概況

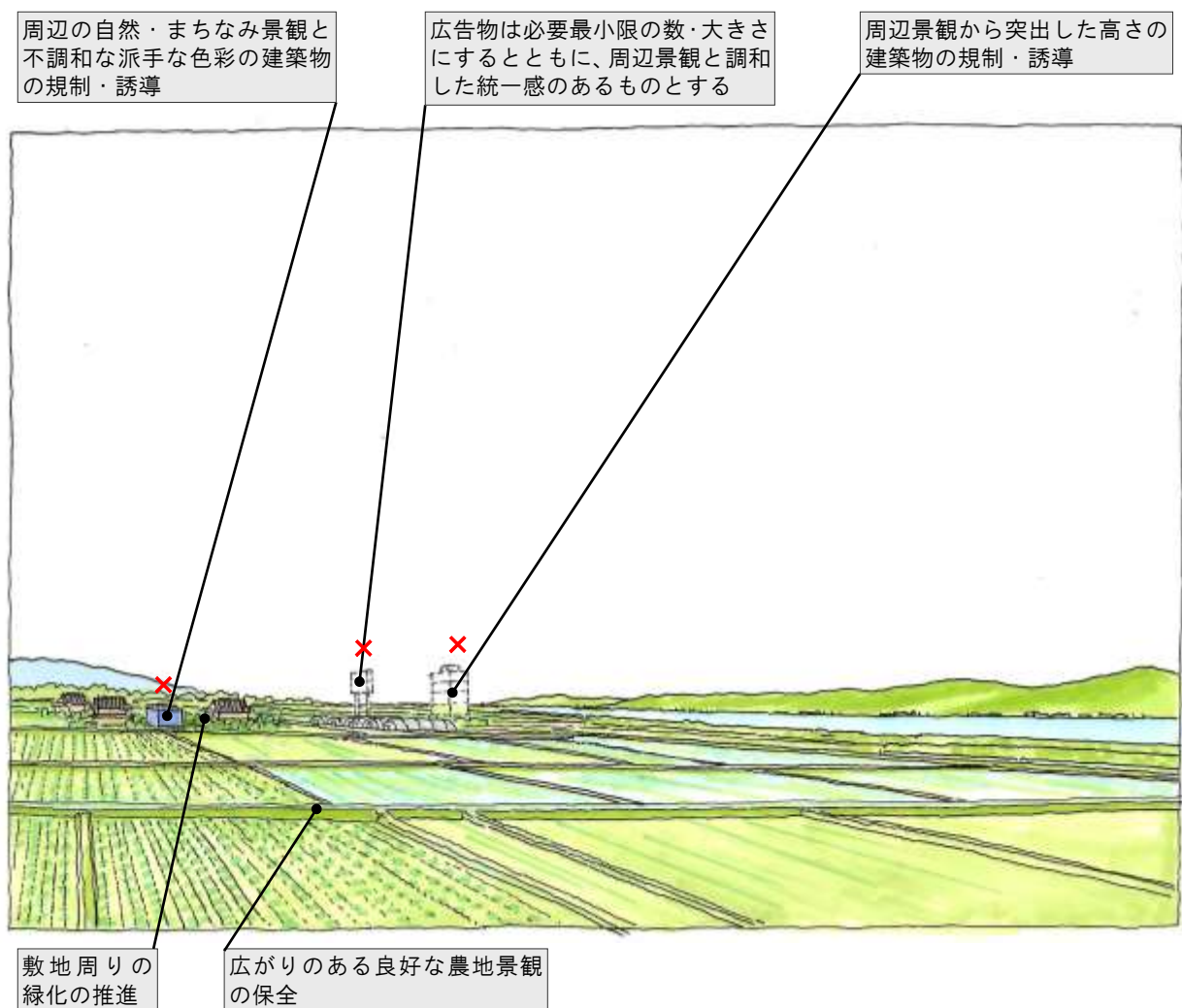
不知火海沿岸の干拓によりできた、美しく広大な田園地帯と、その合間に点在する集落地からなる地域です。

この地域を南北に貫くかたちで、九州新幹線や鹿児島本線及び薩摩街道（県道 14 号）等の主要動線も通っているため、これらの沿線には大規模な広告物や、派手な色彩の建物等も一部見られ、良好な田園景観が損なわれている箇所もあります。

(2) 景観形成方針

干拓地の開放感のある美しい田園景観、 及びこれと調和した集落地景観の保全

- ・ 干拓地の開放感のある広大な農地景観の保全
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の田園景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化推進



5. 幹線道路沿線景観ゾーン

(1) ゾーン概況

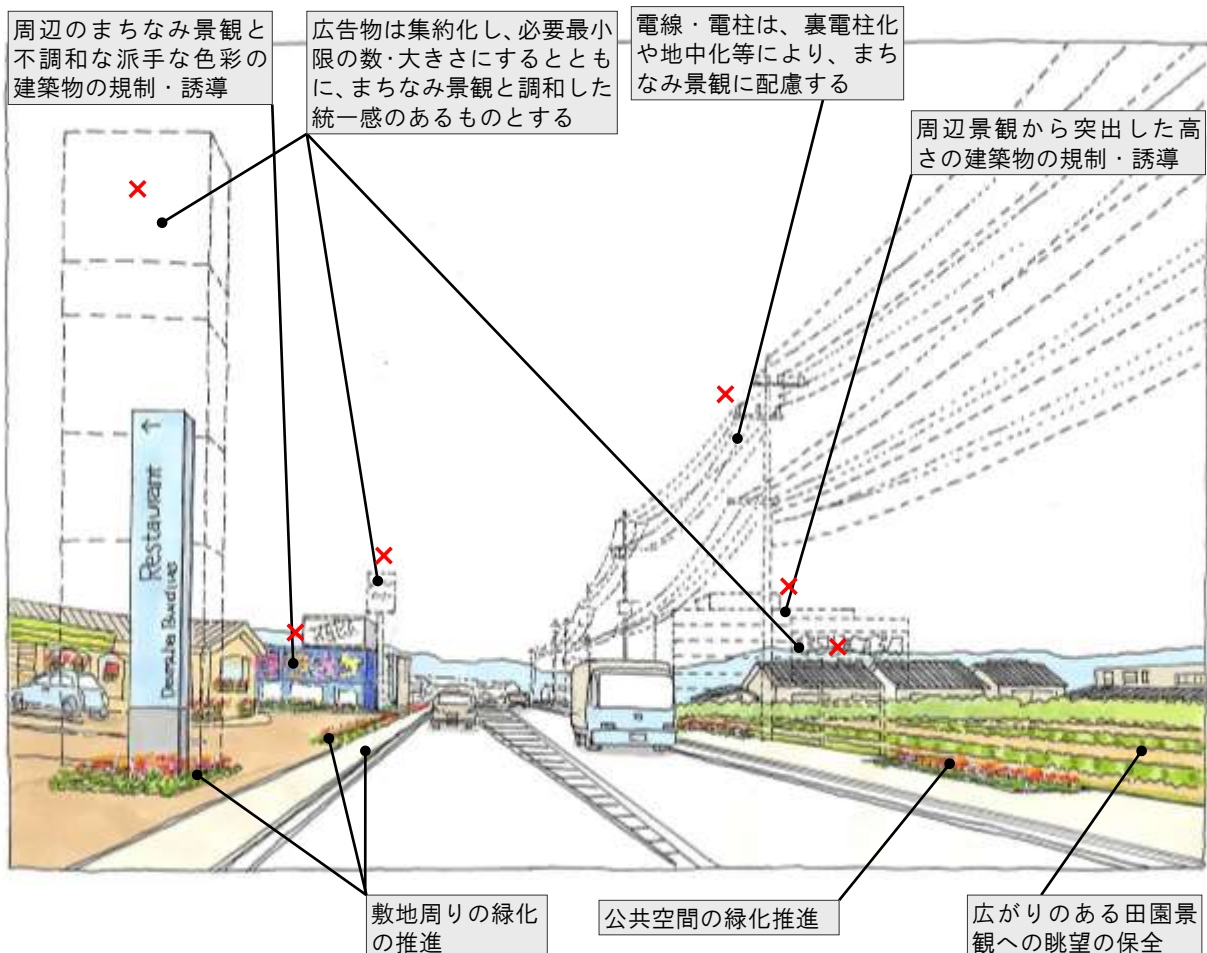
宇城市の主要動線となる国道3号、旧国道3号、国道266号、国道218号、及び国道57号の沿線地域です。

自動車交通量が多く、市内では比較的に商業的な需要が見込まれる地域であることから、郊外ロードサイド型の派手な色彩の店舗や、大規模な広告物等、周辺のまちなみや自然地と不調和な建築物等が比較的に多く見られる。

(2) 景観形成方針

幹線道路沿線における、景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり

- ・市の玄関口、骨格軸にふさわしい品格のある車窓景観づくり
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみや田園景観、及び背景の山なみと調和した色彩・形態の建築物等への誘導
- ・草花による店先、沿道の緑化推進



第3章 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項 〔景観法第8条第2項第2号〕

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物・工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。このため、景観計画区域内において、次に定める行為を行おうとする市民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があり、景観形成基準に適応した行為であることの確認が求められることになります。

『景観形成の仕組み』

宇城市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせて、景観形成を図ることとします。

対 象	名 称	届出対象
市 全 域	大規模な行為等	一定規模以上の建築物等
特定の地区	特定施設届出地区	主な道路沿道で別途定める特定の施設
	景観形成地域	特定の地区内にある建築物、工作物等

※既存建築物や小規模な建築などの本計画の届出対象とならない行為についても、できる限り当該計画の方針及び別に定めるガイドラインに即したものとなるように努めることとします。

◇勧告

- 届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。（景観法第16条第3項）

◇変更命令について

- 特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。（景観法第17条第1項）



第1節 大規模な行為等

大規模な建築行為や開発等はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、良好な眺望や自然豊かな景観、のどかな田園風景、落ち着いた住宅地、良好な沿道景観などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、市全域を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きな建築行為や開発行為等に限って届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

1. 対象範囲

景観計画区域の全域（市全域）

2. 届出が必要な行為と規模（※1）

景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く

行 為（※1）	届出の必要な規模（※2）等の範囲の概要
建築物（※3）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・高さが13mを超えるもの ・建築面積が100㎡を超えるもの、かつ、延べ床面積が200㎡を超えるもの
工作物（※4）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・高さが13m（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については20mを超えるもの ・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの（柵、塀） ・工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ・太陽光発電施設については、土地に自立した設備で、太陽電池モジュール及び架台を対象とした上端と下端との見付け高さ13m（※6）、又は、事業区域の面積が1,000㎡を超えるもの（※7） ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
鉱物の掘採又は土石の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積（※5）が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	・変更に係る土地の面積（※5）が3,000㎡を超えるか、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採又は移植	・区域面積（※5）が10,000㎡を超える行為のうち、維持管理のための伐採又は移植以外の行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	・高さが2mを超え、かつ面積が500㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの

- ※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。
 - ※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。
 - ※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)
 - ※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。
 - ※5 水平投影面積とします。
 - ※6 既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合につきましては、これらの事業区域の合算した高さが13mとなる場合も含みます。
 - ※7 既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合につきましては、これらの事業区域の合算した面積が1,000㎡となる場合も含みます。
 - ※8 太陽光発電施設とは、宇城市景観条例第2条第7項に定めるものとする。
- 注：「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。



3. 景観形成基準

高さ、形態、意匠、壁面、屋外設備、色彩、外構、緑化といった景観項目について、景観形成の基準を設けます。

行 為	事 項		基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線から建築物の新築、増築は、極力後退した位置とする。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・接地面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
	高さ		・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。
	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩・材料	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したのものを使用すること。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 【ア. 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。）イ. 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩ウ. 航空法その他の法令に基づき設置するものエ. 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの* 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など】 ・宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ・耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。
	敷地の緑化		・敷地内は極力緑化に努める。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。 ・太陽光発電施設については、さく・塀・壁の全面の緑化に努めること。

行 為	事 項		基 準
柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置		・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
	外観	意匠	・ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
		色彩	・ 色彩は、周辺の景観と調和に配慮する。
		材料	・ 周辺の景観と調和するような材料を使用する。
	緑化		・ 柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化		・ 敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮する。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・ 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努める。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・ 区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努める。
	法面又は擁壁の外観及び緑化		・ 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努める。
樹木の伐採又は移植			・ 伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最小限とする。 ・ 伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵			・ 道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。



第2節 特定施設届出地区

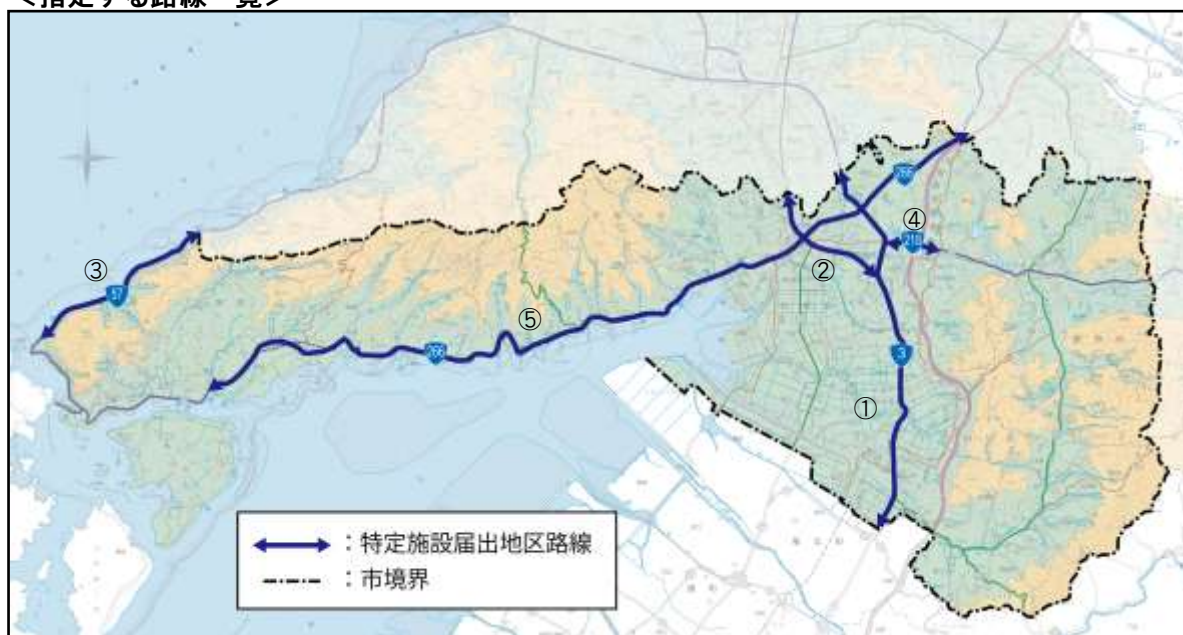
幹線道路沿いなどでは経済活動が活発に行われるため、目立つ色彩や派手な形の建築物や広告物が建設される可能性があります。これにより良好な眺望や自然豊かな景観、のどかな田園風景などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、幹線道路沿線を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

1. 対象範囲

良好な沿道景観を保全するため、市外からの進入路や市内を巡る際の幹線道路、観光施設へのアクセス道路、インターチェンジ付近を対象範囲とします。具体的な範囲は下図に指定する路線の道路境界線から20mの範囲を含む一団の土地とします。

＜指定する路線一覧＞



■宇城市内の特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	宇城市と宇土市との境界	宇城市と氷川町との境界	路端から 両側20m以内
②	旧国道3号 (県道八代鏡宇土線)	宇城市と宇土市との境界	国道3号との交点	路端から 両側20m以内
③	国道57号	宇城市と宇土市との境界	三角西港文化的景観地区との 交点	路端から 両側20m以内
④	国道218号	国道3号との交点	県道松橋インター線との交点	路端から 両側20m以内
⑤	国道266号	宇城市と熊本市との境界	三角臨海景観形成地域との 交点	路端から 両側20m以内

2. 届出が必要な行為と規模

■特定施設届出地区における届出対象行為

(景観形成地域における届出対象行為を除く)

行 為 (※1)	届出の必要な規模 (※2) 等の範囲の概要
建築物 (※3) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・特定施設 (※5) で当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m² を超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が 10 m² を超えるもの
工作物 (※4) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	特定施設と同一敷地内でこれに附帯する以下の施設 ・高さが 5 m を超えるもの (※6) (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱等) ・高さが 1.5 m を超えるもの (柵、塀、太陽光発電施設) (※6) ・高さが 10 m を超えるもの (※6) (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物) ・高さが 5 m を超えるか、又は築造面積が 10 m² を超えるもの (※6) (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等) ・敷地面積が 100 m² を超えるもの (太陽光発電施設)
広告物の設置又は外観の変更	・表示面積が 1 m² を超えるもの (但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が 90 日以内のもの等を除く)

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第 16 条第 7 項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 特定施設とは、宇城市景観条例及び景観条例施行規則に掲げるものとします。(パチンコ屋、ゲームセンター、モーター、ガソリンスタンド、レストラン、物品販売店、レンタルビデオ店、ホテル 等)

※6 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとして、工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。



■届出が必要な特定施設

用 途	例
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、モーター等
●危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
●広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	
●飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
●物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
●物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業等
●旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等

3. 景観形成基準

■特定施設届出地区における景観形成基準

事項	基準
位置	・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵・塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えない位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
外観	高さ・形態・意匠 ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。 ・太陽光発電施設については高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。
	色彩・材料 ・色彩・材料はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 【ア. 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) イ. 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ウ. 航空法その他の法令に基づき設置するもの エ. 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの * 質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など】 ・宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ・耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。
敷地の緑化	・道路に面した部分には高木を主体とした緑化に努めるものとする。更に施設の実状によって中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めるものとする。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努めるものとする。 ・建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努めるものとする。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努めるものとする。 ・敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努めるものとする。
その他	・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努めるものとする。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。



第3節 景観形成地域

景観形成地域は、宇城市の中でも景観的特徴が良く表れ、また市民と共に特に守り育てていくべき地域を指定します。景観形成地域では、地域の特性に応じた届出対象行為ときめ細かな景観形成基準を定め、特色ある景観を活かし、魅力を伸ばしていきます。

A. 三角西港文化的景観地区

本地区は、宇土半島最西端に位置し、本市の最西端でもあります。

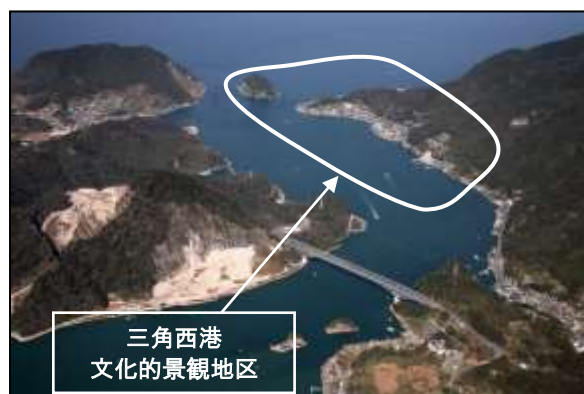
三角西港は、海面を埋め立てて造られた港湾都市であり、その設計にはオランダ人水理工師 A. T. ムルドルが関わり、長崎の大浦天主堂やグラバー邸を造り上げた小山秀を中心とした天草石工が施工したといわれています。特筆すべきは、山を削り埋め立てた土地にムルドルが設計した西欧の都市景観を想定したまちなみづくりをおこなった点です。たとえば街路は、倉庫や商店など規模が大きい建物が建つ街区に接して広い街路を設け、規模が小さい建物が建つ街区に接して狭い街路を設けるというように、街区内の建物容積に応じた計画で造られています。街区の地割、街路も築港当時のまま現存しています。また、埠頭をはじめとする石積みの建造物（排水路、石橋、後方水路）も築港時のまま残っており、曲線を多用した石の仕上げ方は当時の日本にはない技法であり、これはムルドルの設計した港湾計画を天草石工たちの匠の技術で施工していった日本とオランダの技術の集大成と言えるものです。明治期の港湾施設が完全に現存するのは日本でここだけです。これらの価値が評価され、平成 14 年には石積みの埠頭 1 所・排水路 3 所・石橋 4 基、平成 24 年には後方水路 1 所が「三角旧港（三角西港）施設」として国重要文化財に指定されました。また、平成 16 年には三角海運倉庫、龍驤館、平成 19 年には旧宇土郡役所、旧三角簡易裁判所が国登録有形文化財に指定されたほか、今なお築港当時の民家も点在しています。

そして現在も、三角西港には 160 世帯 330 余名の方々が暮らしており、明治期の港湾都市の中で調和を図りながら生活しています。

そこで、本地区では、周辺の景観と協調しながら、市を代表する歴史的景観資源である三角西港の魅力を高めるような景観形成を目指します。



▲三角西港全景



▲三角西港文化的景観地区



1. 景観形成の方針

(1) 基本方針

以下の価値を継承することを基本方針とします。

1. 三角の瀬戸に位置する明治の近代港湾築港による流通・往来の価値。
2. 築港と同時に形成された近代都市が現在も継承されている居住の価値。

(2) 景観形成の方針

地区の特性と基本的な考え方を踏まえ、三角西港文化的景観地区における景観形成の方針を以下のとおり定めます。整備・活用の際は、歴史的な価値を保護しつつ、適宜協議・調整を図りながら景観形成を進めてまいります。

①日本で唯一残る明治期の港湾機能を継承するまちなみの形成

○石積みの埠頭、排水路を中心とした明治期の港湾機能の保全

埠頭、排水路、石橋、後方水路に隣接した建造物・構造物により、築港時の景観が阻害されないようなまちなみを形成します。

②港湾地区周辺の景観の形成

○上記港湾機能の保全に加え、後背地及び港湾の地形的要素も三角西港築港選定の大きな要因であり、現在も良港に保全されているので上記機能を保全します。

なお、この範囲は世界遺産登録予定範囲の緩衝地帯を含みます。

③築港と同時に形成された近代都市を継承するまちなみの形成

○築港時の景観をできるだけ維持する。

三角西港は、明治 20 年開港後、港湾部分から背後の山の間に造成された土地に次々と住宅が建設されました。計画的なまちづくりを行うために熊本県は「三角築港地所貸下規則」を制定し、表通りの建物（現在の国道 57 号線の両側）は 2 階建てとし、通りに面して統一感のあるまちなみを作るよう求めました。統一感のある瓦ぶき屋根が整然と立ち並ぶまちなみはとても美しかったといわれています。

このため、三角西港文化的景観地区では、建物の高さを 2 階建てまでとし、特に表通りの建物は、できるだけ通りに面した統一感のあるまちなみの景観を形成します。

○落ち着いたある住宅地景観の形成

国道 57 号より北側の築港時に築造された住宅地には、地割、側溝、道路が築港時のまま残存しており、それらと共存する住宅地の景観を形成します。

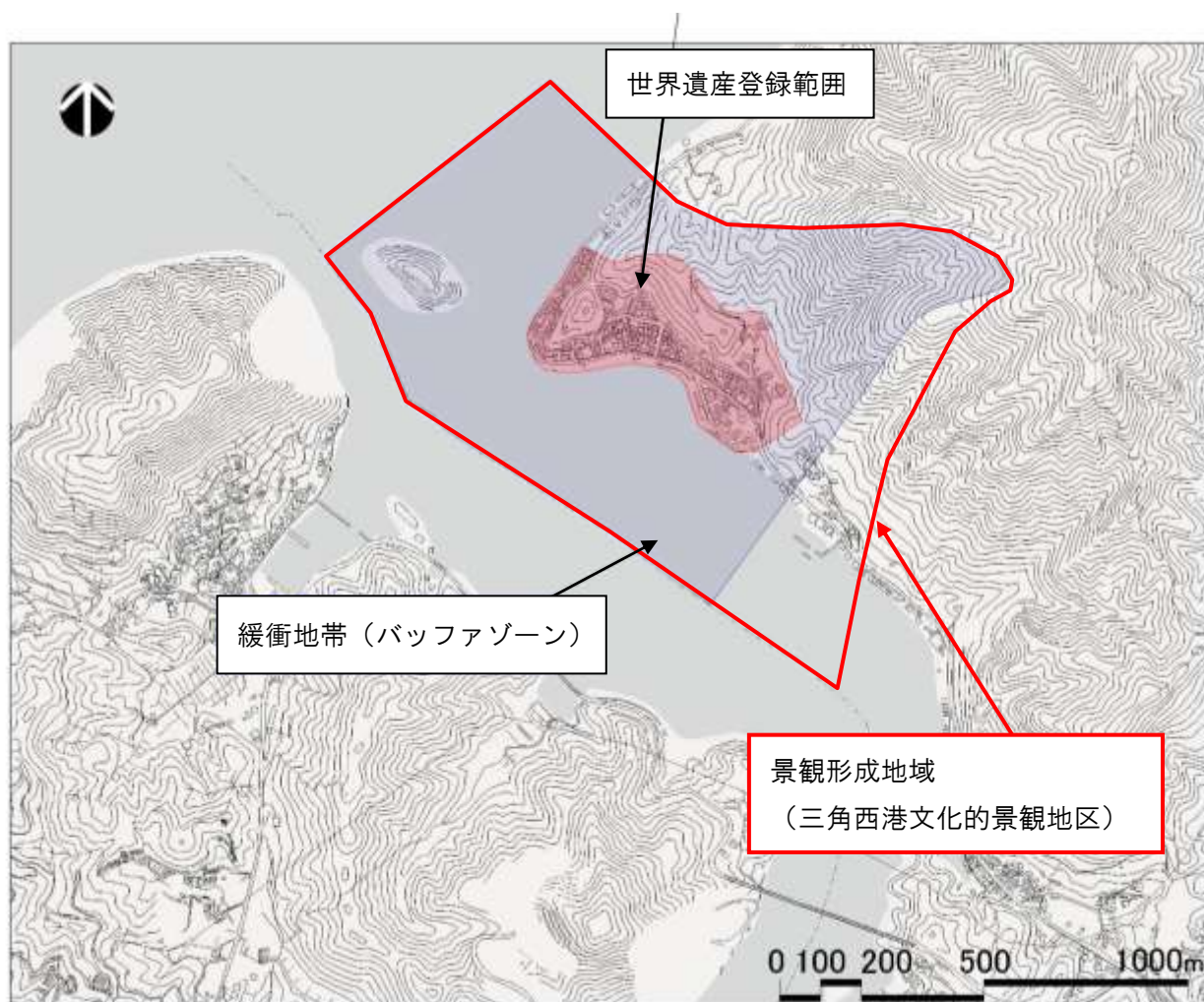


▲明治後期の三角西港



2. 対象範囲

世界遺産登録範囲及び緩衝地帯を含んだ三角西(旧)港としての三角西港文化的景観地区及びその周辺の海域、背景の山なみを含む地区。



3. 届出が必要な行為と規模

(1) 届出対象行為

行 為 (※1)	届出の必要な規模 (※2) 等の範囲の概要
建築物 (※3) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・ 床面積が 10 m ² を超える建築物
工作物 (※4) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・ 高さが 5m を超えるもの (※5) (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱等) ・ 高さが 1.5m を超えるもの (柵、塀、太陽光発電施設) (※5) ・ 高さが 10m を超えるもの (※5) (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物) ・ 高さが 5m を超えるか、又は築造面積が 10 m² を超えるもの (※5) (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等) ・ 敷地面積が 100 m² を超えるもの (太陽光発電施設)
広告物の設置又は外観の変更	・ 表示面積が 1 m ² を超えるもの (但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が 90 日以内のもの等を除く)
屋外における自動販売装置の設置	・ すべてを対象
鉱物の掘採又は土石の採取	・ 面積が 500 m ² を超えるか、又は高さ 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	・ 変更に係る土地の面積 (※6) が 500 m ² を超えるか、又は高さが 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採又は移植	・ 伐採面積が 500 m ² を超えるか、又は高さ 10m を超える木竹の伐採 (但し、林業等を営むため、又は木竹の保育のために通常行う行為等を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	・ 90 日を超えて、高さが 1.5m を超えるか、又は水平投影面積が 100 m ² を超えて堆積するもの (但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ 1.5m を超えて堆積するもの) (外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く)

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第 16 条第 7 項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとします。工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

※6 水平投影面積とします。

(注) 届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。



4. 景観形成基準

(1) 基準の策定指針及び指導等の観点

行為	施設	基準の策定指針及び指導等の観点
建築物等の新築、増築、移転若しくは撤去又は外観の変更	共通	・ 建築物等の位置については、隣接する敷地境界及び道路から後退した位置とし、ゆとりある空間を確保するとともに、海への眺望や海上からの眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。 ・ 意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十更分意識したものとする。 ・ 敷地内については、できる限り質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景に生かすように配慮する。
	一般住宅	・ 一般住宅は、意匠、形態及び素材、色彩等について周辺集落の基調となる建築様式と合わせ、統一感のある集落景観となるように努める。
	観光・宿泊施設	・ 建築物等は、隣接する敷地境界及び道路から後退した位置とし、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観づくりに配慮する。 ・ 建築物等の意匠、形態等は、周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。
	ペンション、別荘等の建築	・ 建築物は、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。 ・ 建築物の意匠、形態及び素材、色彩等は統一性に十分配慮する。
	商業・サービス施設	・ 市街地における商業、サービス施設は、隣接する敷地境界及び道路から後退し、ゆとりのある施設景観となるように努める。また、その意匠、形態等は、おちつきのあるものとなるように努める。 ・ 集落周辺の商業、サービス施設は、隣接する敷地境界及び道路から後退し、ゆとりの空間の確保に努める。また、その意匠、形態、材料等は、周辺集落の建築様式に配慮したものとし、統一感のある景観形成に努める。 ・ 付帯施設や広告物については、建築物と一体とした意匠、形態等とする。
	独立工作物	・ 意匠、形態及び材料、色彩等は特に周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。 ・ 材料については、できる限り自然素材の活用に努める。
木竹の伐採		・ 木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、保全及び育成を図る。
屋外における物品の集積又は貯蔵		・ 屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、緑化等により遮へい、修景等の措置を講じる。
鉱物の掘採、土石等の採取		・ 採掘等の方法は、できるだけ主要な視点場から眺望に配慮したものとするとともに、遮へい、修景に努め、完了後は緑化・復元に努めるものとする。
土地の区画形成の変更		・ 既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁がなるべく発生しないように努める。やむを得ず発生する法面、擁壁はできるだけ緑化に努める。 ・ 海岸部においては、極力自然の海岸を生かすように努め、護岸等はできるだけ自然素材の活用に努める。 ・ 既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。
屋外における自動販売機の設置		・ 自動販売機の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、海岸沿いについてはできるだけ海側を避け、海への眺望に配慮する。 ・ 覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。
広告物の設置又は外観の変更		・ 広告物の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、意匠、形態、規模、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。

(2) 景観形成基準

			三角西港文化的景観地区
建築物等 (遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。)	位置	道路からの位置	(1) 隣接する敷地境界及び道路から後退した位置とし、ゆとりある空間の確保につとめるものとする。 (2) 道路に面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。
		隣接地からの位置	(1) 三角西港築港時から残る町割りを生かし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。
		配置	(1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣り合いのとれた配置とする。 (2) 周囲の基調となる景観と調和のとれる配置とする。 ・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。
	外観	高さ・意匠・形態	(1) 建物は2階建てまでとし、高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する建物についてはこの限りでない。 (2) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。 ・観光、宿泊施設及び商業、サービス施設は、周囲の集落景観と調和した落ち着いた意匠・形態とし、周囲の建築様式と違和感のないものとする。
			(3) 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。
			(4) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、又は覆いをする等、建築物本体及び周囲の景観との調和に配慮するように努めるものとする。
			(5) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周囲の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。
		規模	(1) 周囲の建築物等の均衡を図り、敷地内の空間確保に努めるものとする。
		色彩・材料	(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われている素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。 ・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。



		三角西港文化的景観地区					
建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	外 観	色彩・材料	（２）外壁及び屋根の色彩は、金属素材やけばけばしい色を用いず、ベージュ、アイボリー系等の淡色とし、三角西港文化的景観地区と調和した落ち着いたものとする。 また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。				
			・ 観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・ 一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。 ・ 一般住宅の外壁、屋根の色彩はできるだけ明度、彩度とも低いものを用いるものとする。				
			（３）マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・材料とする。 <table><tr><td>R（赤）～Y（黄）</td><td>その他の色相</td></tr><tr><td>彩度3以下</td><td>彩度1以下</td></tr></table>	R（赤）～Y（黄）	その他の色相	彩度3以下	彩度1以下
			R（赤）～Y（黄）	その他の色相			
			彩度3以下	彩度1以下			
			（４）上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。				
	（５）但し、次に該当するものは、この限りではない。 ・ 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。） ・ 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ・ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの ＊質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ＊植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など						
	（６）三角らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。						
	広告物に関する事項	（１）1事業所等につき10㎡以内、1表示面積は5㎡以下とするよう努める。					
		（２）屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。					
（３）壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。							
（４）のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。							

		三角西港文化的景觀地区
ミ 建 処 理 施 設 、 石 油 ・ ガ ス ・ 液 化 石 油 ガ ス 貯 蔵 処 理 施 設 を 含 む 。	敷 地 の 緑 化	(1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。 ・ 観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。 ・ 商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるような緑化をするものとする。 ※敷地内の擁壁や法面の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。 ・ 一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。
		(2) 樹種の選定にあたっては、自然植生を考慮するものとする。
独 立 工 作 物	〈柵、塀、擁壁〉	(1) 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。
		(2) 道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。
		(3) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、集落内にあっては、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。
		(4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。
	〈記念塔、電波塔、物見塔〉 〈煙突〉〈高架水槽〉〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱〉	(1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。
		(2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。
		(3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。



		三角西港文化的景觀地区
独立工作物	〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	(1) 電線路の位置は、周辺の景觀に配慮したものとする。
		(2) 電線敷はできる限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。
		(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景觀との調和に配慮するように努めるものとする。
		(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。
		(5) 景觀上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景觀との調和に配慮するものとする。
	太陽光発電施設	(1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
		(2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。
		(3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
		(4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理を施したものを使用すること。
		(5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属設備を含め、全体として周辺の景觀と調和した色彩とすること。
		(6) 敷地の周囲、柵、塀、擁壁の前面の緑化に努めること。
	木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。
		(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。
		(3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。
		(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。
	屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。
		(2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。
	鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景觀との調和に配慮するものとする。
		(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。
		(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。
	土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景觀となじむように配慮するものとする。
		(2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生した法面に対しては、緑化を図るとともに、やむをえず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景觀となじむように配慮するものとする。

	(3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。
	(4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。
	(5) 敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。
	(6) 区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。但し、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。
広告物に関する事項	(1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。
	(3) 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。
	(4) 設置数を極力抑えけるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。
	(5) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。
	(6) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとし、周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。



B. 三角臨海景観形成地域

本地区は、不知火海から天草地域に向かう主要動線である国道 266 号沿線、戸馳島及び有明海沿岸を走る国道 57 号沿線の、本市を代表する風光明媚な海浜景観を呈する地区です。

人々の生活は豊かな海に向かって開けており、情緒豊かな農漁村や漁港景観が散在し、魅力的な景観を形成している一方、海水浴場やマリーナ等のリゾート景観も形成されています。

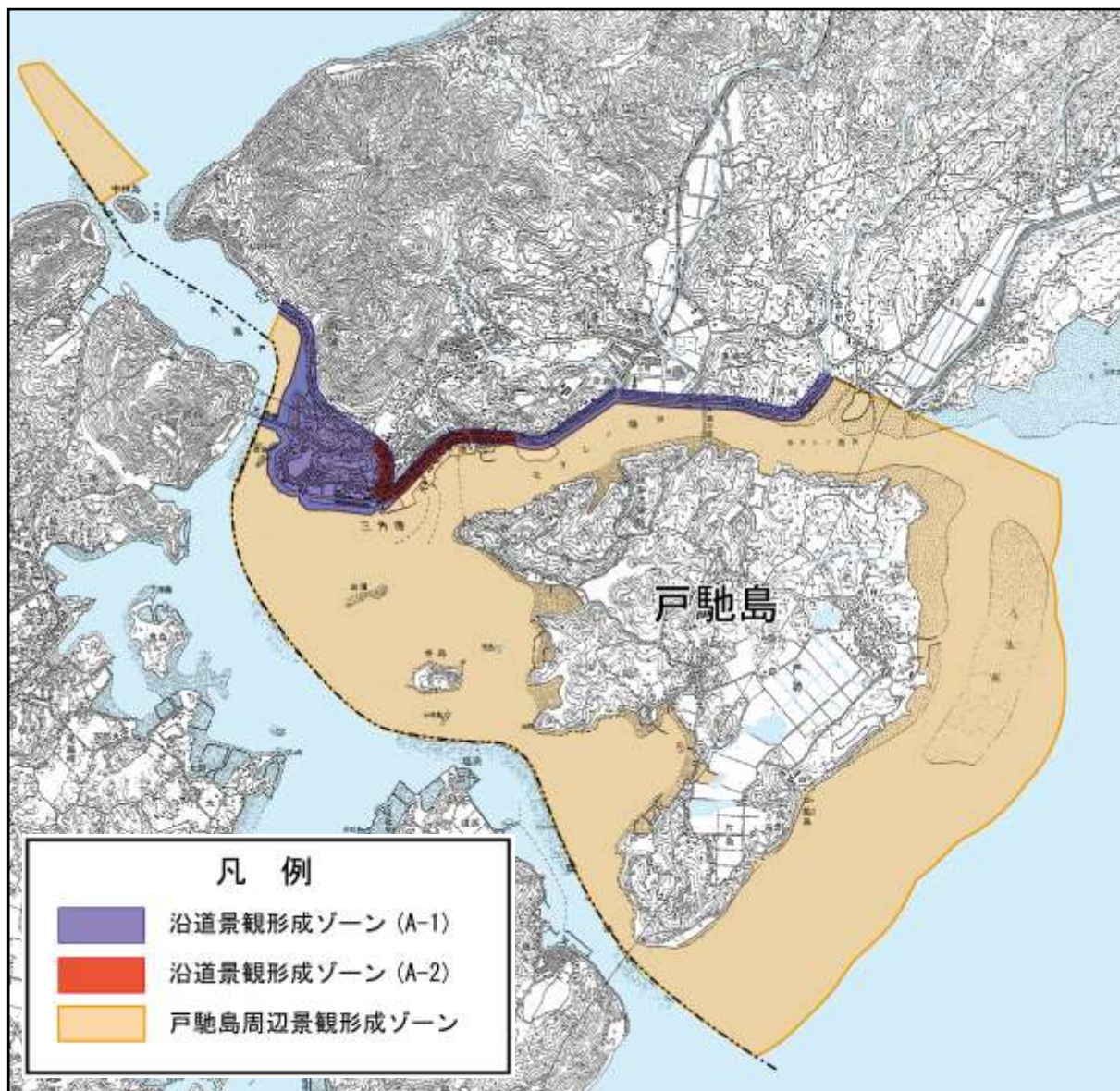
そのため、これらの景観に影響を与える行為について届出制度を設け、本市の宝とも言えるこの美しい海浜景観の保全を図ります。

1. 景観形成の方針

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
戸馳島周辺景観形成ゾーン		このゾーンは、戸馳島を中心とし、多くの島や入江等の変化に富んだ海岸線を有する農漁村・漁港集落が点在する地域であり、これらの海岸線を生かした海水浴場や各種観光レクリエーション施設も立地しているゾーンである。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・集落における住宅については、基調となる建築様式や材料に配慮したものとし、統一感のある集落景観づくりに努める。 ・ホテル、ペンション等の観光施設等については、周囲の自然や地域景観との調和を図るとともに、十分なゆとりの空間を確保し、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然が豊かでゆとりある施設景観づくりに努めるものとする。 ・別荘分譲等に伴う開発に当たっては、できる限りゆとりの空間を確保するとともに、海岸線や緑地の保全・創造に努め、法面や擁壁については緑化を図り、自然と調和した景観づくりに努めるものとする。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。
沿岸景観形成ゾーン	A1	この地区は、主要動線である国道 266 号の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として宇城市の海辺景観を印象付ける地区である。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めるものとする。 ・沿道サービス施設等については、周囲の集落の基調に配慮した意匠・形態とするとともに、看板等も建物と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めるものとする。 ・広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できる限り山側に設置するとともに、意匠・形態についても十分配慮し、周囲の景観に十分なじんだものとなるよう努めるものとする。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。 ・道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成に努めるものとする。
	A2	この地区は、主要動線である国道 266 号の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区である。 このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。 ・建築物は、可能な限り道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、ゆとりと潤いに満ちた景観形成に努めるものとする。 ・建築物の意匠、形態はできる限り落ち着いたものとするとともに、看板等も一体的な意匠・形態とし、落ち着いた市街地、沿道景観形成に努めるものとする。

2. 対象範囲

国道 266 号沿線、戸馳島、国道 57 号沿線を中心とした地区。



3. 届出が必要な行為と規模

(1) 届出対象行為

行 為 (※1)	届出の必要な規模 (※2) 等の範囲の概要
建築物 (※3) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・ 床面積が 10 m ² を超える建築物
工作物 (※4) の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	・ 高さが 5m を超えるもの (※5) (記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱等) ・ 高さが 1.5m を超えるもの (柵、塀、太陽光発電施設) (※5) ・ 高さが 10m を超えるもの (※5) (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物) ・ 高さが 5m を超えるか、又は築造面積が 10 m² を超えるもの (※5) (遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等) ・ 敷地面積が 100 m² を超えるもの (太陽光発電施設)
広告物の設置又は外観の変更	・ 表示面積が 1 m ² を超えるもの (但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が 90 日以内のもの等を除く)
屋外における自動販売装置の設置	・ すべてを対象
鉱物の掘採又は土石の採取	・ 面積が 500 m ² を超えるか、又は高さ 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	・ 変更に係る土地の面積 (※6) が 500 m ² を超えるか、又は高さが 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採又は移植	・ 伐採面積が 500 m ² を超えるか、又は高さ 10m を超える木竹の伐採 (但し、林業等を営むため、又は木竹の保育のために通常行う行為等を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	・ 90 日を超えて、高さが 1.5m を超えるか、又は水平投影面積が 100 m ² を超えて堆積するもの (但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ 1.5m を超えて堆積するもの) (外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く)

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第 16 条第 7 項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとしてします。工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

※6 水平投影面積とします。

(注) 届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

4. 景観形成基準

(1) 基準の策定指針及び指導等の観点

行為	施設	基準の策定指針及び指導等の観点
建築物等の新築、増築、移転若しくは撤去又は外観の変更	共通	・ 建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退し、建ぺい率を抑え、ゆとりの空間を確保するとともに、海への眺望や海上からの眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。 ・ 意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十更分意識したものとする。 ・ 敷地内については、できる限り質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景に生かすように配慮する。
	一般住宅	・ 一般住宅は、意匠、形態及び素材、色彩等について周辺集落の基調となる建築様式と合わせ、統一感のある集落景観となるように努める。
	観光・宿泊施設	・ 建築物等は、道路境界からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観づくりに配慮する。 ・ 建築物等の意匠、形態等は、周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。
	ペンション、別荘等の建築	・ 建築物は、建ぺい率をできるだけ抑えて、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。 ・ 建築物の意匠、形態及び素材、色彩等は統一性に十分配慮する。
	商業・サービス施設	・ 市街地における商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地を確保する等、ゆとりのある施設景観となるように努める。また、その意匠、形態等は、おちつきのあるものとなるように努める。 ・ 集落周辺の商業、サービス施設は、道路からできるだけ後退し、緑地等のゆとりの空間の確保に努める。また、その意匠、形態、材料等は、周辺集落の建築様式に配慮したものとし、統一感のある沿道景観形成に努める。 ・ 付帯施設や広告物については、建築物と一体とした意匠、形態等とする。
	独立工作物	・ 意匠、形態及び材料、色彩等は特に周囲の自然や地域の背景との調和に特に配慮する。 ・ 材料については、できる限り自然素材の活用に努める。
木竹の伐採		・ 木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、保全及び育成を図る。
屋外における物品の集積又は貯蔵		・ 屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置、形態とするとともに、緑化等により遮へい、修景等の措置を講じる。
鉱物の掘採、土石等の採取		・ 採掘等の方法は、できるだけ主要な視点場から眺望に配慮したものとするとともに、遮へい、修景に努め、完了後は緑化・復元に努めるものとする。
土地の区画形成の変更		・ 既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁がなるべく発生しないように努める。やむを得ず発生する法面、擁壁はできるだけ緑化に努める。 ・ 海岸部においては、極力自然の海岸を生かすように努め、護岸等はできるだけ自然素材の活用に努める。 ・ 既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。 ・ 宅地開発等は、ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。
屋外における自動販売機の設置		・ 自動販売機の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、海岸沿いについてはできるだけ海側を避け、海への眺望に配慮する。 ・ 覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとするとともに、周囲の緑化に努める。
広告物の設置又は外観の変更		・ 広告物の設置の位置は、道路からできるだけ後退した位置とするとともに、意匠、形態、規模、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。



(2) 景観形成基準

			戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
				A-1	A-2
建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	位置	道路からの位置	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。		
		隣接地からの位置	(1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。		
		配置	(1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣り合いのとれた配置とする。		
			(2) 周囲の基調となる景観と調和のとれる配置とする。		
	外観	意匠・形態	(1) 周辺の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。		
			・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとなるように努めるものとする。	・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調をそろえ、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。	・商業、サービス施設は、出来るだけ落ち着いた意匠、形態とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。
		規模	(2) 屋根は、勾配のある屋根とするように努めるものとする。但し、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。		
			(3) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、又は覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		
			(4) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。		
			(1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。		
	色彩・材料	色彩・材料	・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、80%を超えないものとする。
			(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われている素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。		
				・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するように配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。	

		戸馳島周辺 景観形成ゾーン		沿道景観形成ゾーン	
				A-1	A-2
建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	外観	色彩・材料	(2) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、まちなみ等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。		
			・ 観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・ 一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。	・ 一般住宅の外壁、屋根の色彩はできるだけ明度、彩度とも低いものを用いるものとする。	
			(3) 無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色のある色彩・材料とする。		
			(4) 特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。		
			(5) 但し、次に該当するものは、この限りではない。 ・ 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。） ・ 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ・ 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの * 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など		
			(6) 宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。		
	広告物に関する事項	(1) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。			
(2) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。					
(3) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。					



		戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
			A-1	A-2
建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	敷地の緑化	（１）敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。		
		・観光、宿泊施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。	・商業、サービス施設にあっては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性がでるような緑化をするものとする。 ※敷地内の擁壁や法面の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。 ・一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。	
		（２）樹種の選定にあたっては、自然植生を考慮するものとする。		
独立工作物	〈柵、塀、擁壁〉	（１）高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		
		（２）道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。		
		（３）材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、集落内にある場合は、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。	（３）材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。	
		（４）海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。		
	〈記念塔、電波塔、物見塔〉〈煙突〉〈高架水槽〉〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱〉	（１）位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。 （２）規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 （３）敷地の周辺の緑化に努めるものとする。		

		戸馳島周辺景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
			A-1	A-2
独立工作物	〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	(1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。		
		(2) 電線数はできる限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。		
		(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。		
		(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。		
		(5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	〈太陽光発電施設〉	(1) 周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。		
		(2) 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。		
		(3) 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。		
		(4) 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理を施したものを使用すること。		
		(5) 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属設備を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。		
		(6) 敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。		
	木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。		
		(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。		
		(3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。		
		(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。		
	屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。		
		(2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。		
	鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
		(2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。		
		(3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。		
	土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
		(2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生した法面に対しては、緑化を図るとともに、やむをえず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。		
		(3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。		
		(4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。		



	・宅地開発等に当たっては、道路側5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。		
	(5) 敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。		
	(6) 区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。但し、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。		
	(7) 宅地開発等を自的とした区画形質の変更は、平均区画割面積をできるだけ大きくするように努めるものとする。		
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。		
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。		
広告物に関する事項	(1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。		
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。		
	(3) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。		
	(4) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。		
	(5) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。		
	・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。		・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 〔景観法第8条第2項第3号〕

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、宇城らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、又は景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、又は、修復が可能なこと

※：但し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物、又は仮指定された建造物については、適用しません。



第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※：但し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、又は仮指定された樹木については、適用しません。

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 〔景観法第8条第2項第4号ロ〕

第1節 基本的な考え方

多くの市民から親しまれる国道266号、国道218号、国道3号等の主要な道路、不知火海沿岸、大野川等の河川や公共施設（景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

- ①市の景観の骨格をなしている。
- ②市民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分予想される。



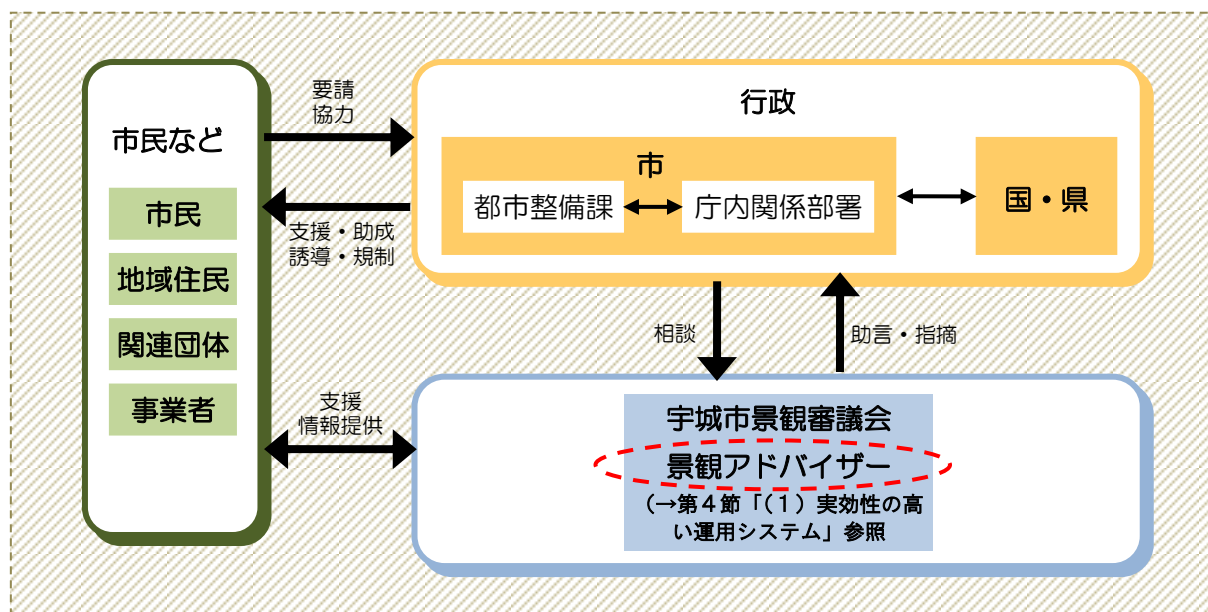
第6章 景観づくりを推進するために

第1節 推進体制

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。



▲住民・行政の協働の景観づくりと役割分担イメージ



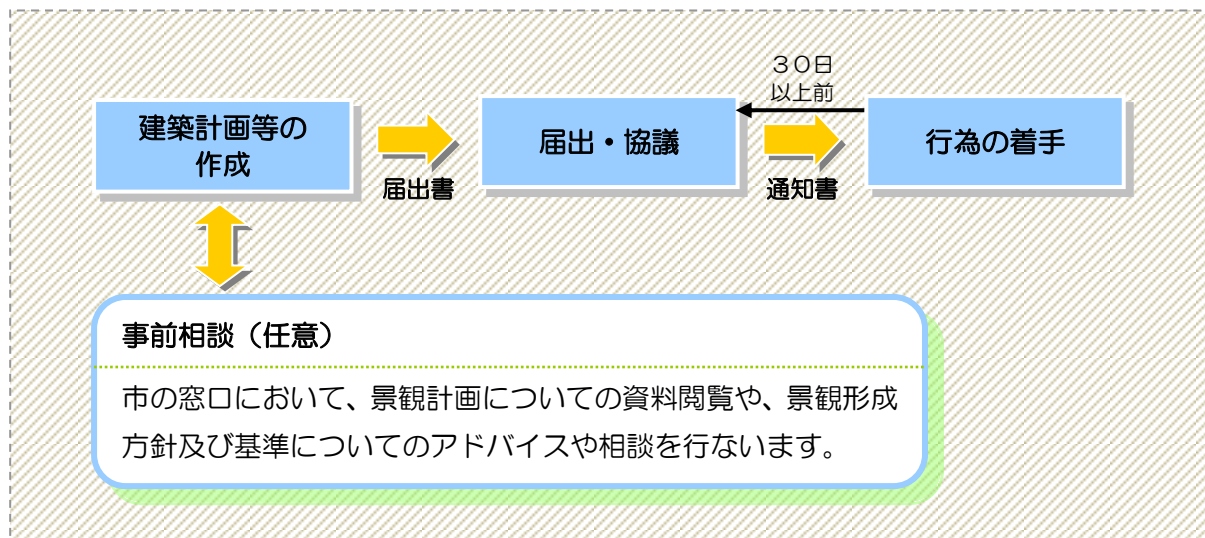
▲景観づくりの推進体制

第2節 審査体制

都市整備課が窓口となり、届出を受理します。

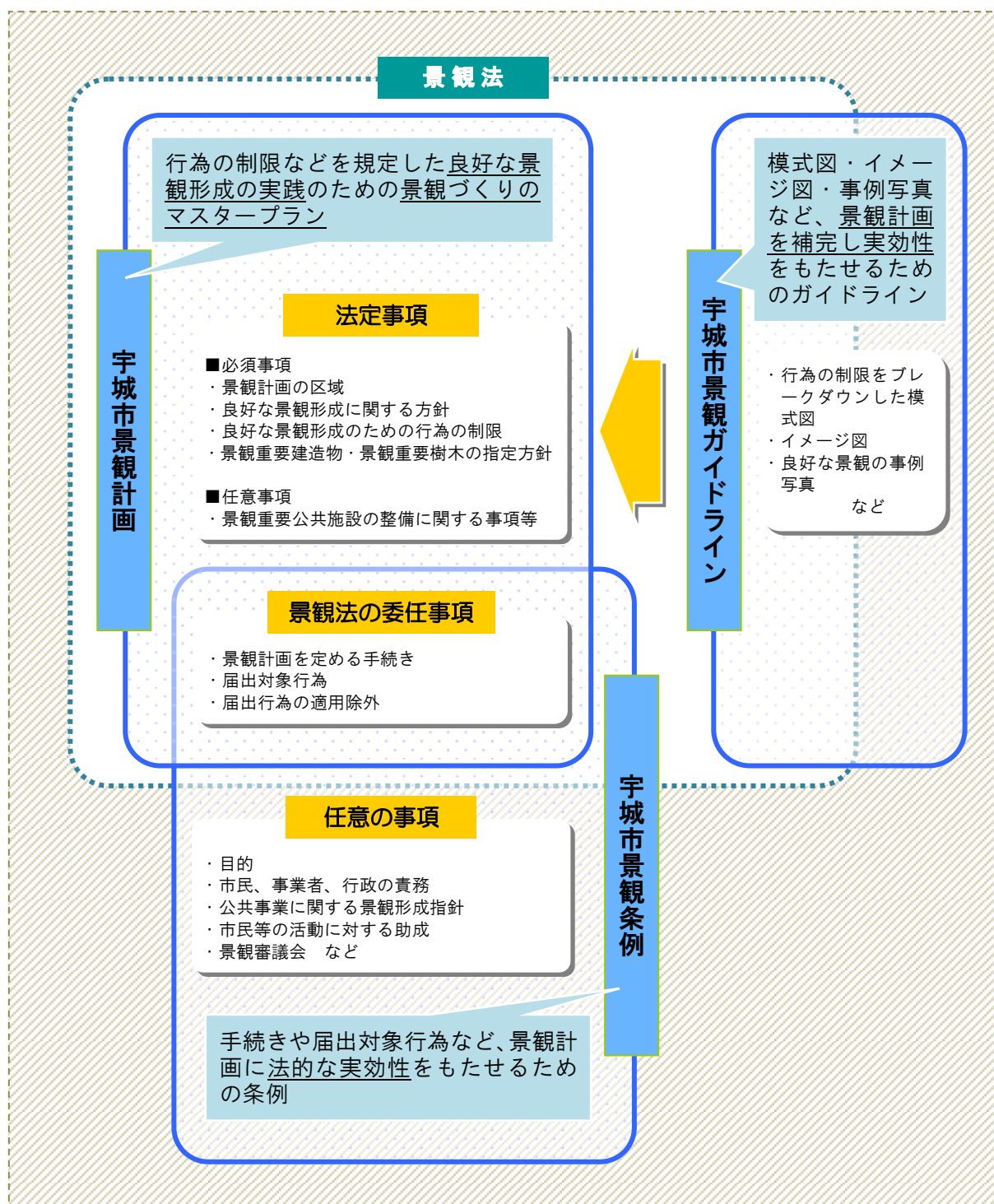
届出もれがないように、景観計画をとりまとめたガイドラインやパンフレットを作成し、周知徹底を図ります。

■手続きの流れ



第3節 景観計画の適用体制

計画の法的な実効性を担保する「宇城市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「景観ガイドライン」を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。



第4節 効果的な景観形成の推進にあたって

今後の宇城市の景観形成を効果的に推進していくために、以下の点に留意しつつ景観づくりを進めていきます。

(1) 実効性の高いしくみづくり

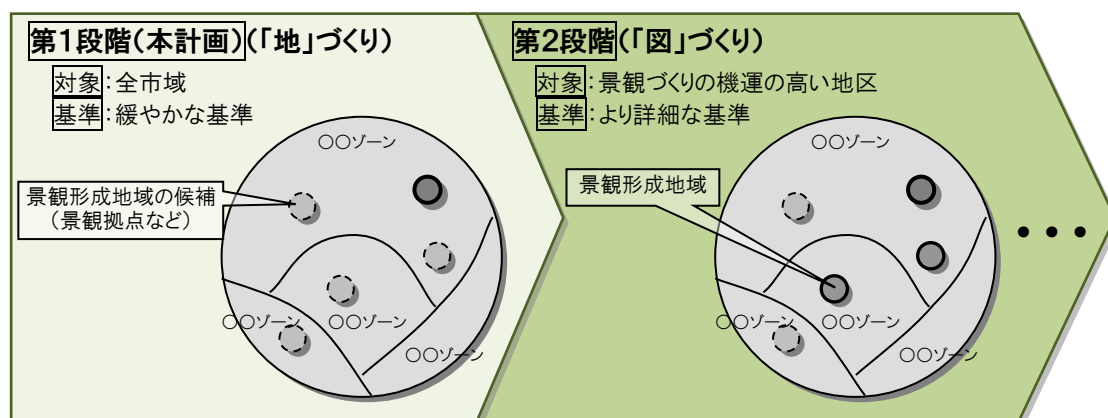
●景観アドバイザー制度等の実効性の高い運用システム構築の検討

- ・地元の建築士や学識経験者等の景観・デザインに関する専門家を景観アドバイザー（仮称）として活用することによる、臨機応変に対応可能なフットワークのよいデザインチェックシステムなど、実効性の高い景観形成に向けた運用システム構築を検討します。

（→第1節「▲景観づくりの推進体制」参照）

●段階的な景観計画の策定

- ・本計画では、景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、市域全体を対象とした景観の「地」づくりのための緩やかな基準等を設定しています。このうち、早急な景観保全策の必要な、世界遺産登録候補地の三角西港周辺地区については、遺産としての価値を踏まえたきめ細かな基準を設定しています。今後は、さらに、宇城を代表する景観をもつ地区などで、景観まちづくりの機運が高まった段階で、きめ細かな基準等を含む景観形成地域の追加指定を検討するといった、まちづくりと連携した“段階的な計画策定”を進めていくこととします。



▲段階的な計画策定のイメージ



（２）まちづくり等との連携

●産業やまちづくりと連携した景観まちづくりの推進

- ・景観は、生活文化から創出されるものであるため、効果的で持続可能な景観づくりのためには、宇城の産業やまちおこし等の産業との連携を考慮しつつ、景観施策を推進していくことが必要となります。

具体的には、まちおこし団体やNPO等と連携を図りつつ、「まちづくり1%事業」の活用等により、観光スポットの景観整備・保全を図る、休耕田への花卉の植栽による有効活用などの方策が考えられます。

- ・幹線道路沿道を中心に、宇城には良好な景観ポイントが多数存在しています。しかし、眺望点としての整備がなされていないため、美しい自然景観が埋もれたままになっているのが現状です。

そのため、景観ポイントとしての条件の揃った特に重要な視点場を抽出し、眺望点として積極的に育成していくことが宇城景観の魅力アップのために効果的です。

- ・また、せっかくの魅力的な景観があっても、市民や来訪者に知られなければ、その魅力や価値を共有し活用していくことはできません。インターネットによる効果的PRなど、地域振興や観光振興との連携を見据えた宇城景観のPR戦略の推進が必要です。

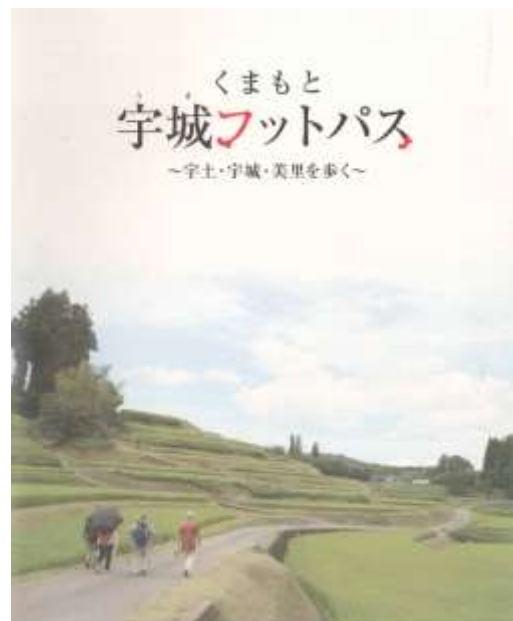
- ・フットパスとは、森林や田園地帯、古いまちなみなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことのできる小径のことです。まちの風景を身近に体感でき、身近な景観資源や歴史資源、生活文化に醸成された資源を再価値化し、まちのお宝へと磨き上げていくための戦略、手段としても非常に有効です。

そのため今後は、「くまもと宇城フットパス」での既存の取り組みや景観資源を連携させた景観まちづくりの推進方策について、市民、市の協働により検討していきます。

- ・宇城市では、美しく潤いのあるまちづくりを目指し、市内の通りや広場、学校、公園、河川等の草花による緑化推進を助成、促進しています。これ

とともに、フラワーフェスタや戸馳島の「みすみフラワーアイランド戸馳花の学校」をはじめとした、草花緑化推進の意識啓発等の活動も行われています。

これらの活動は、市民主導の景観づくりによる地域景観の向上、市民の地域への愛着心の醸成に非常に有効であることから、今後は、その推進方策の検討などにより、花のまちづくり活動を促進していきます。



（３）住民の意識啓発

●景観関連計画の検討プロセスにおける、住民主導の検討の仕組みの構築

- ・“住民が親しみを持ちやすい手づくり感のある計画策定プロセス（住民ワークショップ・市民意向調査等）”、“分かりやすいビジュアルな表現の多用”により、住民主導による“草の根的な隅々まで目の行き届いたきめ細やかな景観づくり”の土台となる、景観づくりに対する住民意識の啓発を図ります。
- ・住民の意識啓発は、持続可能な景観づくりのためには必要不可欠な要素であるため、まずはまちづくりのキーマンなどの主要な人材から、小さく生んで漸進的に大きなムーブメントに育てていくことが必要です。



参考資料

1. 市民アンケート結果

●アンケート調査の概要

今回のアンケート調査は、「市民の景観に対する意識レベルを把握すること」、「市民が考える景観の魅力と問題点を把握すること」、「市民の景観づくりに対する協働の意識レベルを把握すること」を目的として実施した。

このアンケート結果を基に、景観計画における規制づくり、景観形成地域、策定方針などを検討し、市民意向を考慮した景観計画の策定を実施していく。

なお、アンケート票は 1,500 票配布し、そのうち 523 票（回収率：約 35%）を回収した。アンケート回答者の約 6 割は女性で、50 歳以上の割合が全体の約 7 割を占めている。また、アンケート回答者の約 9 割が 10 年以上宇城市に居住している。

▼ アンケート調査の回収状況

	配布枚数	回収枚数	回収率
三角地区	209	84	40.2%
不知火地区	228	82	36.0%
松橋地区	627	193	30.8%
小川地区	321	117	36.4%
豊野地区	115	41	35.7%
不明	—	6	—
合計	1500	523	34.9%

●アンケート調査結果

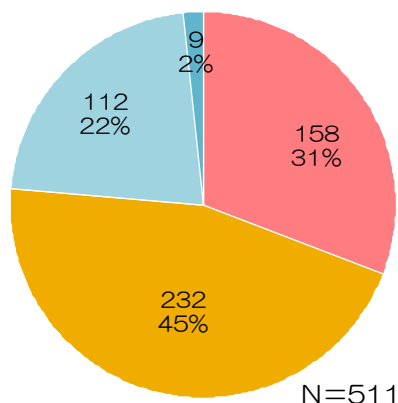
1) 景観に対する市民の意識について

○全体の約 7 割が、普段から景観を気にしており、景観に対する意識が高い。

○全体の約 2/3 は、何かしら自慢できる景観があると回答し、宇城市の景観を誇りに思っている市民が多い。

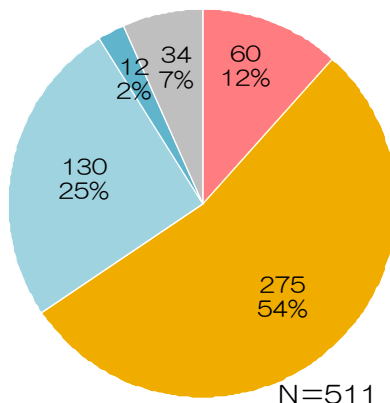
○以前よりも景観が良くなったと感じる市民の割合は少なく、多くの市民は、ここ 10 年で景観が大きく改善されたとは感じていない。

▼ 景観に対する意識



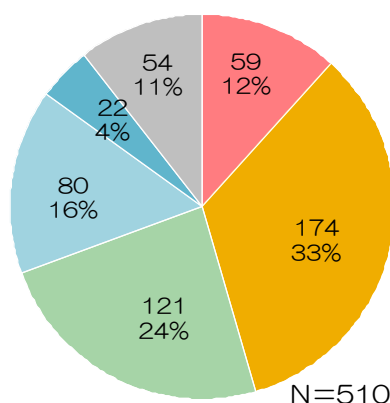
■ ふんだんから気になる ■ 時々気になる
■ あまり気にならない ■ 全く気にならない

▼ 自慢できる景観の有無



■ 全体的に自慢できる景観である
■ 一部、自慢できる景観である
■ 自慢できる景観はあまりない
■ 全く自慢できる景観ではない
■ 景観について考えたことがない

▼ 10 年前からの景観の変化

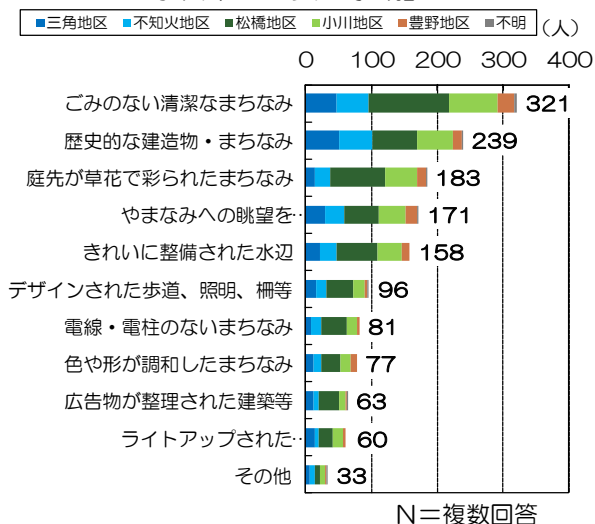


■ 良くなった ■ 少し良くなった
■ 変わらない ■ 少し悪くなった
■ 悪くなった ■ 分からない

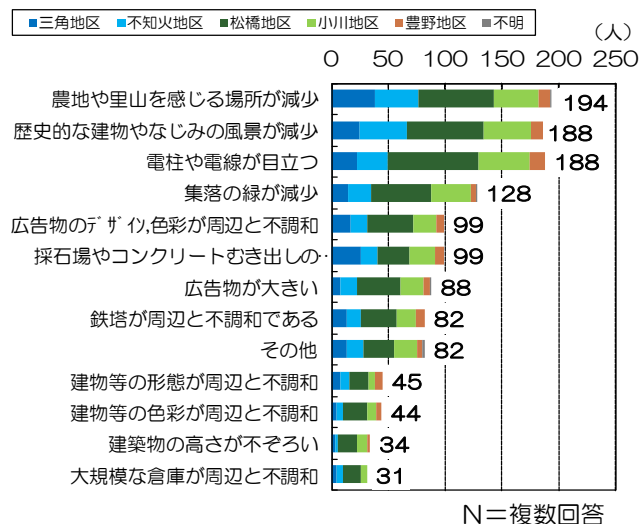
2)「良い景観」と「悪い景観」

- 歴史的なまちなみや清潔なまちなみを宇城市の「良い景観」としてイメージする市民が多い。
- 一方、電柱、電線、歩道等、公共物の整備について「良い景観」としてイメージする市民は少ない。
- 歴史や緑を感じる風景が少なくなっていることを危惧している市民が多い。
- 電柱・電線が景観に悪影響を与えていると考える市民も多い。

▼ 宇城市の「良い景観」

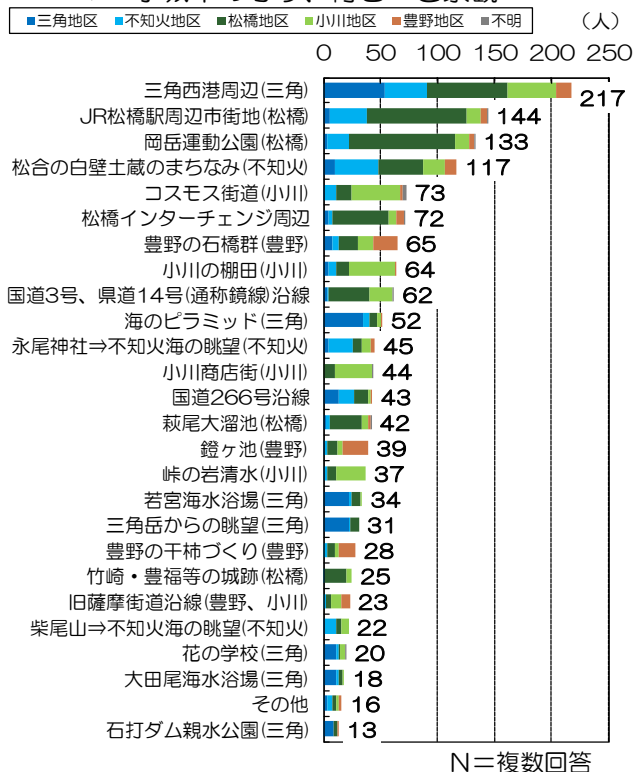


▼ 宇城市の「悪い景観」

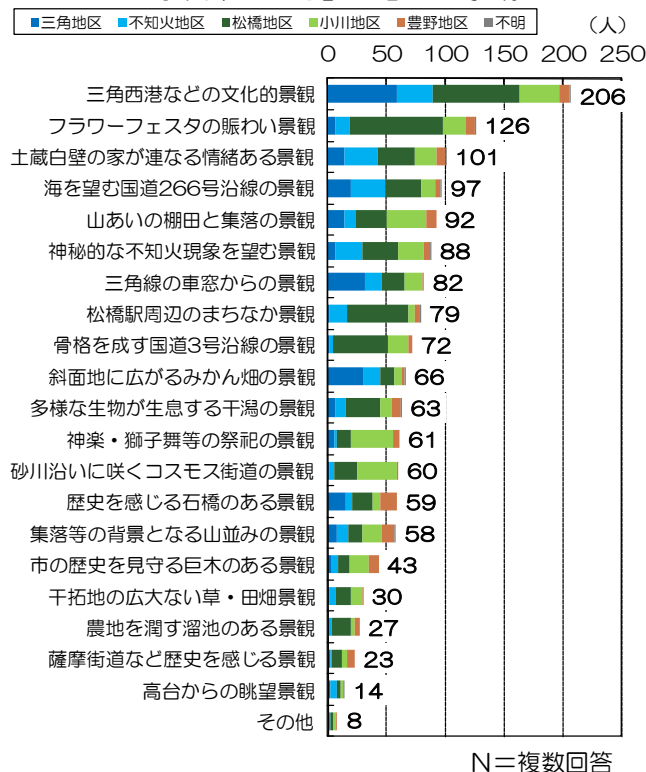


- 今後、守り育むべき景観として、歴史的なまちなみの残る場所や市の顔となる場所を挙げる市民が多い。
- また、「宇城らしさ」を感じる景観としても歴史的なまちなみの残る場所や市の顔となる場所を挙げる市民が多い。

▼ 宇城市の守り、育むべき景観



▼ 「宇城らしさ」を感じる景観

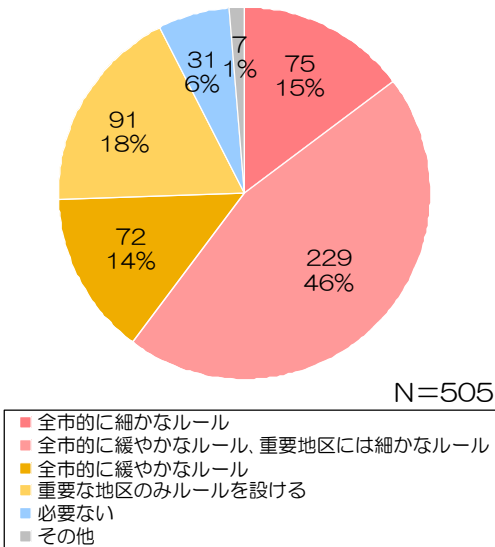


3) 景観づくりルールについて

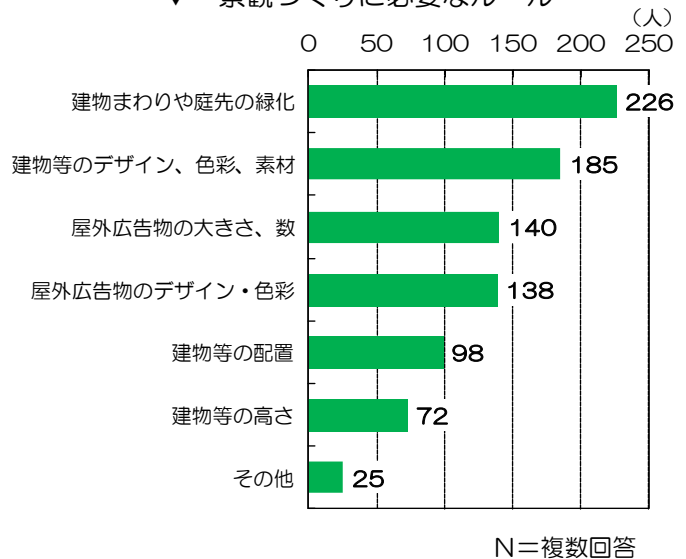
- 「全市的に緩やかなルール、重要な地区にはきめ細かなルール」づくりが全体の約半分を占める。

- 身近な場所の緑化や建物等のデザイン、色彩に関するルールづくりを望む意見が多い。

▼ 景観づくりに必要なルールの考え方



▼ 景観づくりに必要なルール

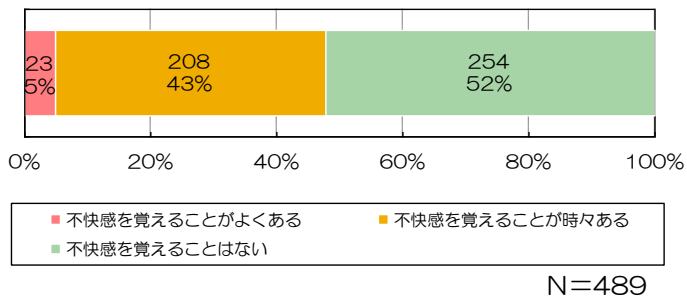


4) 色彩について

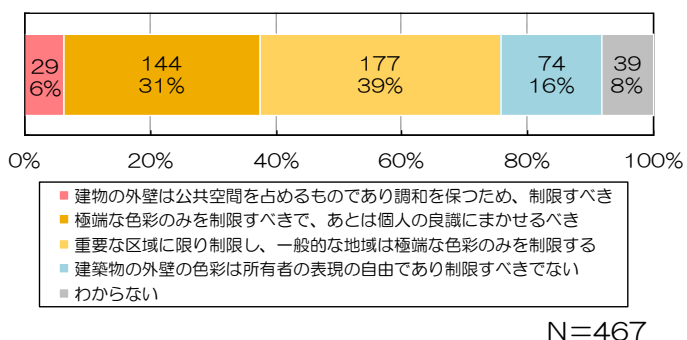
- 周辺の風景と色合いの違う建物や看板に対し、多くの市民が不快感を持っている。

- 極端な色彩のみを制限するようなルールを望む市民が多い。

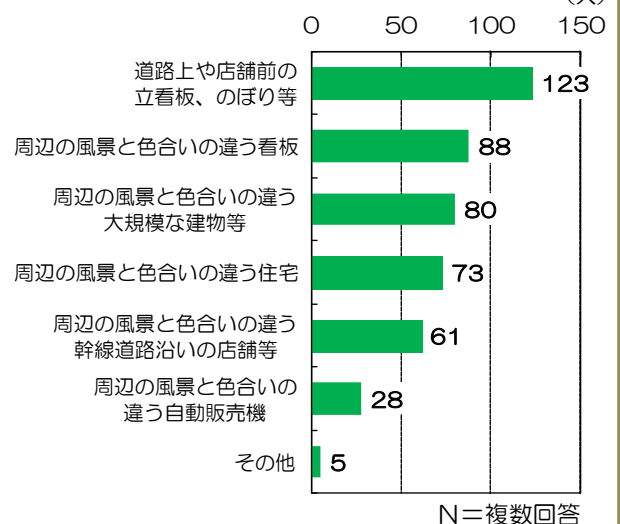
▼ 建物の色彩に対する不快感



▼ 色彩制限の実施手法について



▼ 不快感を覚える対象



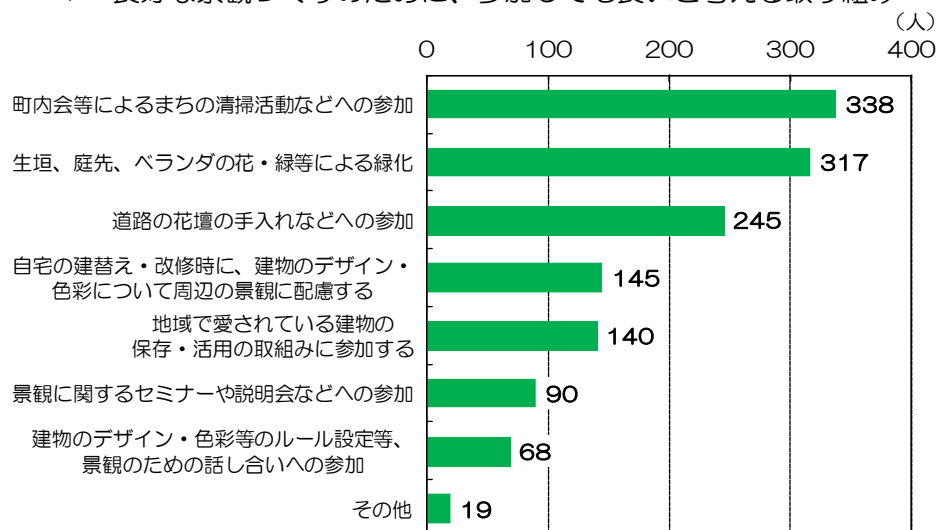
5) 景観づくりへの関わり方

○景観づくりへの取り組み方としては、**清掃活動**や**庭先緑化**、**道路の花壇の手入れ等**、身近な空間における活動に意見が集中している。

○その一方で、景観に関するセミナーや話し合いへの参加意識は低い。

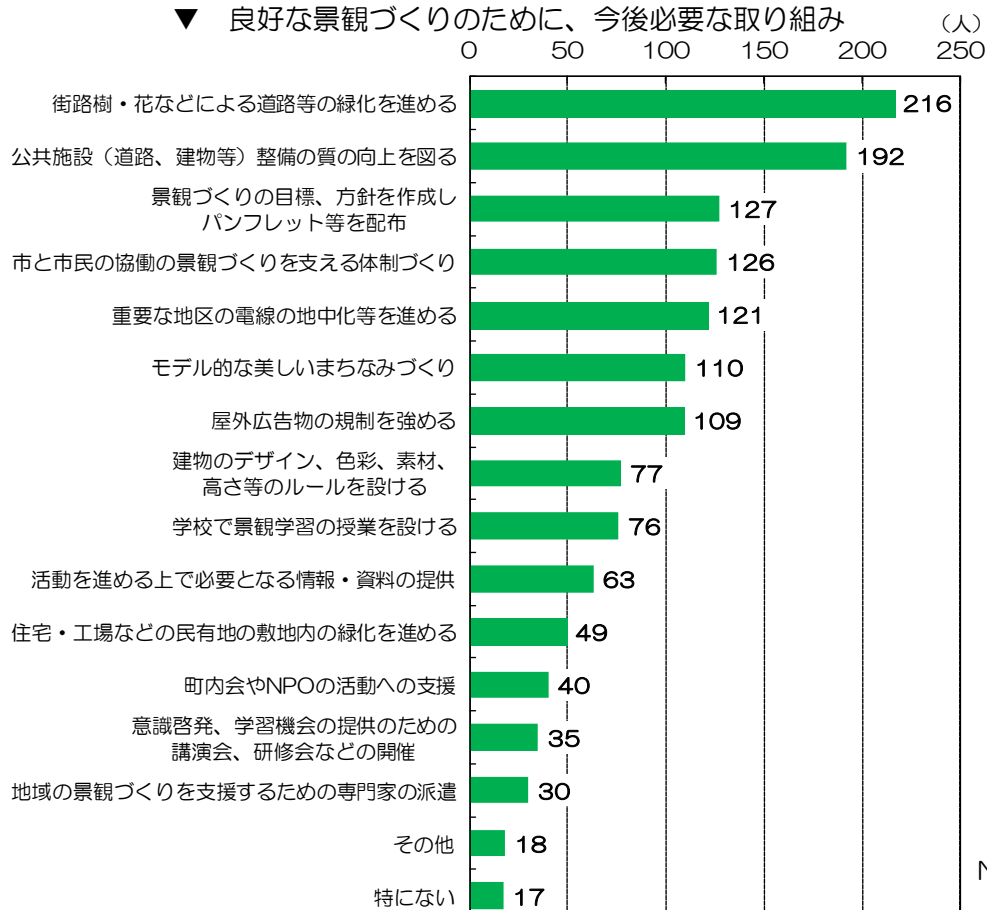
○今後、良好な景観づくりに必要なものは、上記の活動等による**緑化活動**に加え、**公共施設整備**の**質の向上**に関する意見が多い。

▼ 良好な景観づくりのために、参加しても良いと考える取り組み



N＝複数回答

▼ 良好な景観づくりのために、今後必要な取り組み



N＝複数回答

●まとめ

■景観に対する市民の意識や評価について

- 市民の景観に対する意識は高く、多くの市民が宇城市の景観に対して誇りを持っている。
- 既存の取り組みによって景観が大きく改善されたと感じている市民は少ない。
- 歴史的なまちなみや清潔感のあるまちなみ等が良い景観として評価されている。
- 歴史や自然を感じる風景が少なくなっていることが、危惧されている。
- 多くの市民が電柱・電線や周辺の風景と色合いの異なる建物や看板等が、景観に悪影響を与えていると感じている。
- 歴史的なまちなみが残る場所や市の顔となる場所に「宇城らしさ」を感じており、これらの景観を守り育てていくべきと考えている。



- 既存の取り組みにより、市民の景観に対する意識を植え付けたものの、既存の取り組みでは、宇城らしい良好な景観を保全していくことが難しいと考えられる。
- 電柱・電線や極端な色彩の建物・広告物が景観に悪影響を与えていると考えられるため、早急な対応が求められる。

■今後の景観づくりに対する市民の意識について

- 景観のルールづくりに対しては、全市的に緩やかなルール、重要な場所にきめ細かいルールをつくることを望む市民が多い。
- 景観づくりに必要なルールとして、建物等のデザイン・色彩等に関するルールや身近な空間の緑化に関するルールを求める声大きい。
- また、清掃活動や庭先緑化など身近な空間での活動について参加意識が高く、市民側の景観づくりの必要性を感じている市民が多い一方で、景観に関するセミナーや話し合いへの参加意識は低い。
- 加えて、行政による景観に配慮した公共施設の整備も今後の良好な景観づくりに求められている。



- 景観計画を策定していく上で、景観に大きく悪影響を与える開発のみに規制をかける等の緩やかなルールづくりを検討する。
- 特に建物のデザインや色彩の数値基準、緑化に関する明確な景観ルールが必要である。
- 歴史を感じる三角西港や松合地区、市の顔となる JR 松橋駅前や岡岳運動公園が景観形成地域の候補地として考えられ、このような地域ではきめ細かいルールづくりを検討する。
- 身近な活動であれば、景観づくりへの参加意識が高いため、花壇づくり等から住民参加を促しながら、市民が身近で気軽に参加できるような景観セミナーや懇談会を企画していくことが必要である。

2. 用語集

あ～お

アクセントカラー	全体の中でアクセントとなる少量の目立つ色のことで、色相、明度、彩度のいずれかに大きな差をつけて強調させる色。建築物の配色の中では、庇や窓枠に取り込んだり、壁面等にストライプを設けるなどが考えられる。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたものなどをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」及び地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。
オープンスペース	都市又は敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か～こ

改築	従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。
ガイドライン	景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。
九州風景街道	九州地方の景観、自然、歴史・文化、考古、食・産物、祭り・イベント等の地域資源を最大限活用し、暮らす人々、訪れる人々にとって魅力的な九州を実現するために、地域住民等の「美しいみちづくり」への積極的な参加と地域住民等と行政の協働により、地域の魅力を発掘、維持、発展させることを目的とした取り組み。 九州内で全 10 ルート、熊本県内では 1 ルートが登録され、ルートごとに沿道の草花緑化などの活動を推進している。今後も登録ルートを増やしていく方針であり、登録候補ルートの公募を受け付けている。
協働	それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。
景観軸	道路や河川などに沿って線的に形成される景観。
景観重要建造物	景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観重要樹木	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建築物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、市民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観審議会	建築物等の高さや色彩など、本市の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観法	都市、農山漁市等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。
形態・意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。
工作物	人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ〜そ

彩度	世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の三属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いた色となる。
視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビュースポットと同義。
修景	建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。
スパイラルアップ	螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な改善をしていくという螺旋状のしくみのこと。

た〜と

眺望点	優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。
-----	----------------------

な〜の

法面	切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。
----	---

は〜ほ

バッファゾーン	自然保護地域設定の際の地域区分（ゾーニング）のひとつで、コアエリア（核心地域）を取り囲んで、保護地域外からの影響を緩和するための緩衝地域・地区のこと。 保全生物学などでは、保護地域の主目的となる重要な生態系などを保全するためには、その周辺に緩衝地帯を設定して人間活動の影響などが直接核心部に及ばないようにすることが重要とされている。
花いっぱい基金	長崎県五島市や大分県中津市等で進められている事業。 特定の河川等、重要な景観ポイントに限定して、桜などの植樹を行うための基金を広く自治体内外から募り、植樹を漸進的に推進している。出資者の名前が植栽プレートに記名されることにより、公共空間への住民の愛着が醸成されるとともに、自治体は事業負担を軽減することができる。
フットパス	森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小経 Path（こみち）のこと。イギリスが発祥の地とされており、日本各地においても、住民団体、自治体を中心に整備が進められている。

ま〜も

まちづくり1%事業	住民自治組織、NPOやボランティアなどをはじめとする市民活動団体等のみなさんが考えているまちづくり（地域のみなさんが主体となって行う地域の活性化や地域内の交流）のアイデアや、既に取り組まれている事業に対し、市民税の1%を財源に、事業にかかる経費を補助し、市民活動団体等の自主的、自発的な活動を支援する、宇城市独自の制度。
マンセル表色系	色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。日本では、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。

や～よ

擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。
----	--

ら～ろ

ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。

わ～ん

ワークショップ	作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
---------	---

宇城市

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-1694